

御典
記念

頤
戸
田
畠



B. 2061

序

殿

頃日黑田正策君齎瀬戸町誌求序於余閱之自其山川地勢至產業教育風俗之事細大並錄無有遺漏矣夫瀬戸之爲地古來以陶器聞如春慶加藤氏刻苦經營以建今日基礎所出器物遍于海內瀬戸之稱膾炙人口遂至稱一切陶器以瀬戸物往時期業之盛可以徵也而今也文運日新工藝月進又當海外貿易振興之時則此地陶業亦宜脫舊態而圖更新矣余屢來此地勸町民以涵養公德育成職工改善風紀等之事蓋皆時勢之所要求也當此時有此著町民賴以明其業之所由來益生自重之心乾々自彊夙夜匪懈則余曩所望于町民者夫或不屬徒爾矣乎乃辨一言于卷首云

大正四年十月

序

愛知縣知事法學博士 松井 茂



序

聖上陛下御下御儀の大興、實は一代只一面

の清盛儀、我等若ん生何の幸か此慶
福無疆と曰ふ遭遇す

寶祚の萬歳を祝ふ奉る光榮と浴す

るを得る宜く高ふ胸臆は必らず

之れを子孫傳ふるの處なりと云ふ

我瀬石の存奉祝の記念として所誌

哉編纂其激衷の一端を披瀝せ

人事を決議する謀る志作成の事をして
す惟ふ由來此地表陶を以て名海内を音
く陶祖開窯業已七百餘歲瀬戸物の
名稱能く本邦陶磁器を代表する
皇化の潤之處其あるよし存せざるなく
異域の人と云之を愛用せり然るも偶歴
史に於ち此地に關する事蹟を考査せん
る方り一片記録の存すなく爲る茫然
自失す屢もして頗る遺憾とする事

久しく私に町誌編纂を試んとす。宿志あり
し。今町に此事を聞く。實に奉祝記之
に事業とす。最に適切なるを思ひ喜
ぶ。其舉に賛し。不敏を顧みず。進んで力を
盡さん事を約し。乃ち資料の蒐集は之れ
を當所助役杉本甚太郎氏の苦心に仰き
稿を草する事。之れを達文なる。本校
教諭寺内悌之助氏に委嘱せり。今や稿
成りて予に示さる。真に簡明要を得たり。以

序言

一、本書は町の委託により公務の餘暇を以て筆を執り資料は凡て町より之を受け短時日を以て編述したるもの遺漏なき能はず他日更に増補訂正するを得ば編者の光榮とする所なり

一、本書紙數に制限あり其大要を摘録するに過ぎず讀者幸に簡に失するを責むる勿れ

一、本書編纂に關し多大なる便宜と切實なる援助とを與へられたる諸君子に對し謹て感謝の意を表す

一、御大典奉祝に際し此榮譽ある重任を完うし得ざるは編者の恐懼措く能はざる所なり

大正四年九月上浣

寺内悌五郎識

瀬戸町誌

目次

第一章	總説	一
一	位置、境域、面積	一
二	地形……山系、水脈、地質	二
三	氣象	三
四	戸口	五
五	町の沿革大要	六
六	瀬戸の名稱	七
第二章	行啓	九
第三章	政治及軍事	一〇
一	廢藩以前の概況	一〇

二	廢藩以後……村治及町制、村町長、代議員、消防、町經費……………	二二
三	軍事……徵兵、軍事的團體……………	二四
四	警察……………	二五
五	裁判所出張所……………	二六
六	感化救濟……愛知學園……………	二八
七	衛生……保健、賣藥、清潔及汚物掃除、飲食物、墓地及埋火葬、防 痘、種痘、檢徵、醫師及病院、死亡及出生……………	三〇

第四章 教 育……………

三五

一	維新前の教育……………	三五
二	維新後の教育……普通教育、小學校、專門教育、裁縫女學校、縣 立陶器學校……………	三五
三	社會教育……青年會、新聞……………	三六

第五章 産 業……………

三八

一	砂防工事	三八
---	------	----

二	鑛業	五三
---	----	----

三	陶磁器 沿革、産額、原料及窯	五五
---	----------------	----

四	商業 銀行、株式、合資會社、組合、陶磁器陳列館、其他	八一
---	----------------------------	----

第六章	交通	八六
-----	----	----

一	道路 縣道、郡道、里道	八六
---	-------------	----

二	電氣鐵道	八七
---	------	----

三	馬車會社及其他	九〇
---	---------	----

四	通信機關	九〇
---	------	----

第七章	社寺、教會及國寶	九二
-----	----------	----

一	神社 深川神社	九二
---	---------	----

二	寺院 寶泉寺、榮國寺、東本願寺說教所	九四
---	--------------------	----

三	教會	九五
---	----	----

四	國寶	九六
---	----	----

第八章	舊蹟名勝	九七
-----	------	----

一	舊蹟……加藤春慶墓及陶碑、祖母懷十三塚、五位塚、經塚	九七
二	名勝……瀬戸公園、萩御殿、忠魂碑、舜陶館及陶磁器陳列館、瀬戸八景	一〇一

第九章	人物	一〇三
-----	----	-----

一	二宮九右衛門	一〇三
二	加藤春慶	一〇四
三	加藤民吉	一二三
四	加藤唐左衛門以下廿名	一二〇

第十章	風俗	一三〇
-----	----	-----

一	人情冠婚葬祭	一三〇
二	遊藝娛樂	一三三

三	方言	一三三
---	----	-----

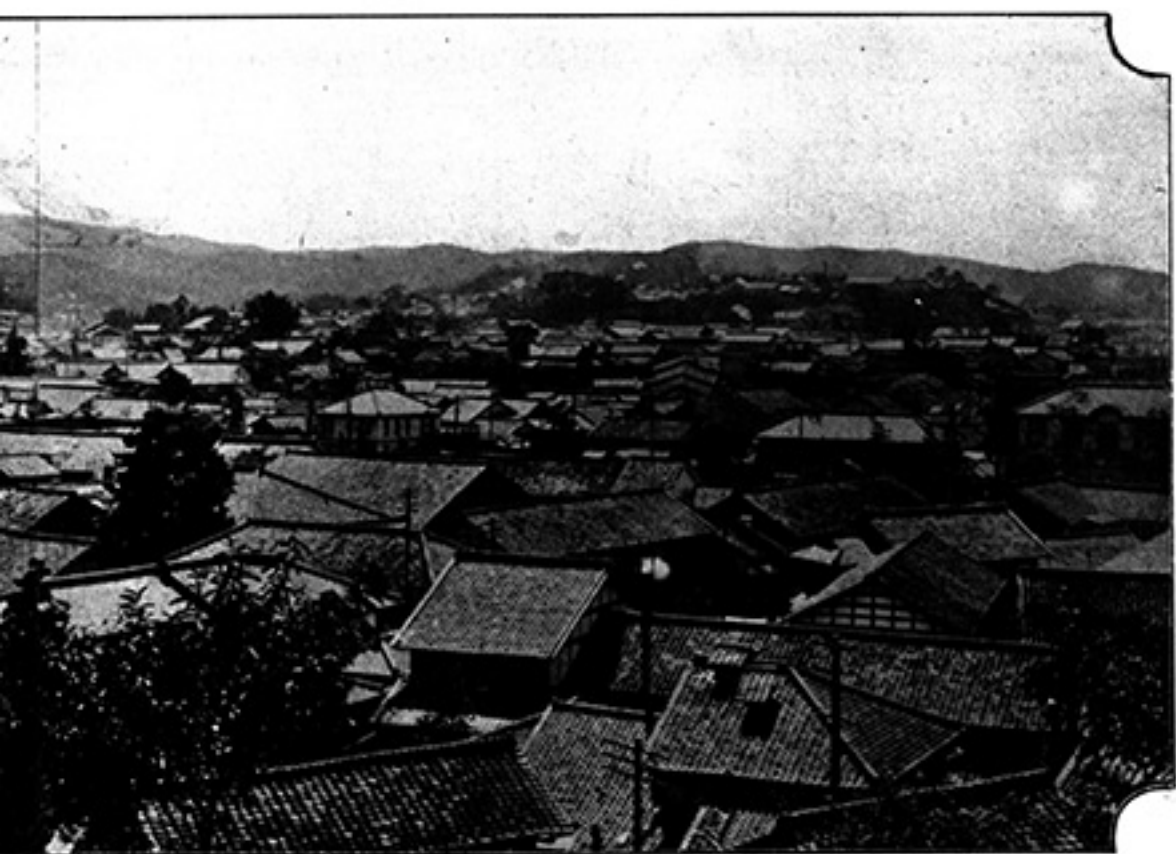
四	加藤姓と伊藤姓	一三四
---	---------	-----

附 録

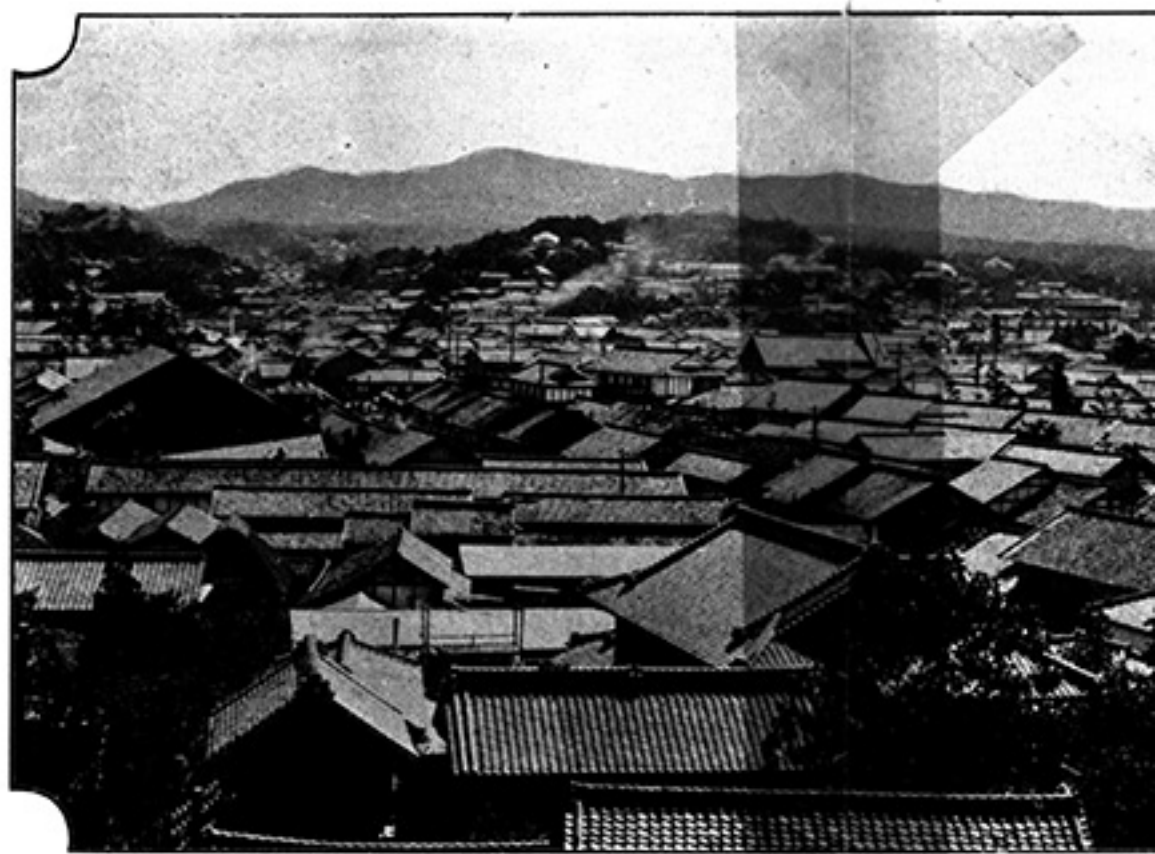
瀬戸に關する文章

地圖二葉

寫眞十葉



戸 瀬



全 景

瀬戸町誌

第一章 總説

一 位置、境域、面積

瀬戸町は、愛知縣尾張國東春日井郡の東南隅に位せる山峽の一域にして東經一三七、〇六、北緯三五、一三、町役場の名古屋市元標を距る東北東五里十町四十四間三尺なり。境域、東は東春日井郡品野村、赤津村に、南は丘陵を界して愛知郡山口村、幡山村、字山口同菱野に、西は東春日井郡旭村、北も亦小丘を以て東春日井郡水野村に接す。

東西凡そ二十五町、南北凡十町、面積百九十二萬〇八百六十五坪五合四勺あり。内宅地二十六萬一千四百九十二坪五合四勺、田畑地七十四町五段二十一步、山林四百七十八町六段一畝二十二步なり。

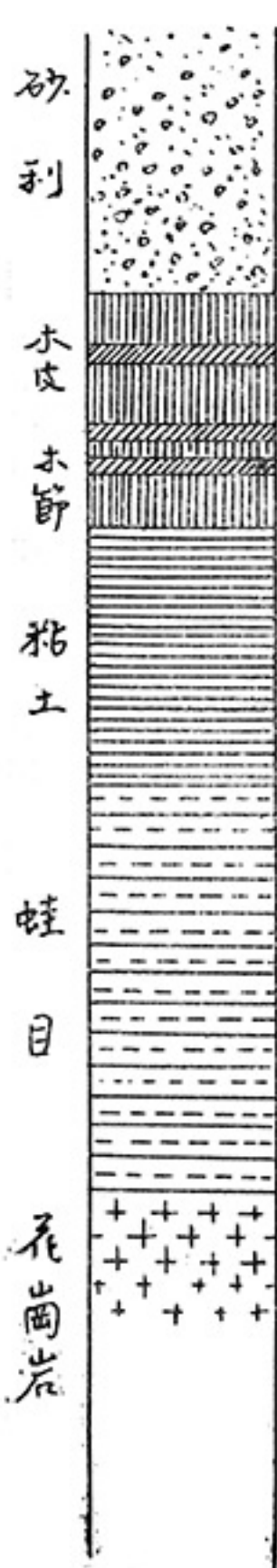
二 地形、山系、水脈、地質

地東南北には、元大林區署御料局後帝室林野局所有地、現今縣有地にして全部砂防工事を施設せる山丘に圍繞せられ、只西方のみ開けたる恰も長き馬蹄鐵形をなせり。其東山間より源を發する瀬戸川は、町の中央を西流し、南北の丘腹より此川に沿うて民家櫛比し、製陶窯其間に點在して煤煙四時空を蔽へり。而して三國峠、猿投山、雲見峯の三嶺は品野、赤津、山口を隔て、北より東南に連亘し荒廢の狀を呈すと雖も、尙其秀麗の態を失はず。

瀬戸川は町の東端山林の間に源を發し赤津より來る小流を瀬戸公園附近に、北より流るゝ一流を深川湖畔に祖母懷附近を経て來るものを町役場前に、幡山村より入るものを西大橋に合して、西流し矢田川に入り、遂に庄内川に合す。水源近く町を圍める山丘に發し而して其山、丘も植林尙年を経ざるを以て、水量僅少、平時細流の淙々たるを聞くのみ。降雨連日尙且川幅十間を滿たすこと稀なり。

町附近を構成する地質は、其基盤は花崗岩にして其上に花崗岩質、砂岩、砂質粘土、粘

土、褐炭、礫の順序を逐へり、第三紀新層に屬し、陶磁器の原料は是等諸層の間に介在す。(産業中、鑛業條參照)左に示すものは此地方の地層斷面を現はすものなり。



三 氣象

明治二十七年十月北部平原に屬するものとして、約八方里の觀測面積を有する、觀測所を町役場に設置せらる。氣候溫暖、雨量多からず、風亦強からず。頗る住むに適せり。今十餘年間の平均溫度、雨量等を記して其一般を推さん。

○自明治二十九年至明治四十五年、平均溫度

月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
度	二、九	三、四	七、四	一三、一	一七、八	二一、八	二五、七	二七、三	二二、三	一六、〇	一〇、〇	四、八	一四、四

最高温度の時……明治四十二年七月十八日……三七・五

最低温度の時……明治二十九年一月廿四日……九・四
攝氏零度以下

中春温度……一六・〇 中秋温度……二一・五

○自明治二十二年至明治四十五年平均雨量(降水日數一三七日)

月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	全年
量	五、三	五、六	三、二	一、七	五、一	六、七	五、一	四、〇	八、三	三、一	八、二	六、五	一、六
	三、二	五、六	三、二	一、七	五、一	六、七	五、一	四、〇	八、三	三、一	八、二	六、五	一、六
	三、二	五、六	三、二	一、七	五、一	六、七	五、一	四、〇	八、三	三、一	八、二	六、五	一、六
	三、二	五、六	三、二	一、七	五、一	六、七	五、一	四、〇	八、三	三、一	八、二	六、五	一、六
	三、二	五、六	三、二	一、七	五、一	六、七	五、一	四、〇	八、三	三、一	八、二	六、五	一、六
	三、二	五、六	三、二	一、七	五、一	六、七	五、一	四、〇	八、三	三、一	八、二	六、五	一、六
	三、二	五、六	三、二	一、七	五、一	六、七	五、一	四、〇	八、三	三、一	八、二	六、五	一、六
	三、二	五、六	三、二	一、七	五、一	六、七	五、一	四、〇	八、三	三、一	八、二	六、五	一、六
	三、二	五、六	三、二	一、七	五、一	六、七	五、一	四、〇	八、三	三、一	八、二	六、五	一、六
	三、二	五、六	三、二	一、七	五、一	六、七	五、一	四、〇	八、三	三、一	八、二	六、五	一、六

大雨量の時……明治二十九年九月八日……一八三・〇
ミリメートル

大雪量の時……明治三十九年一月二十四日……〇・八
〇・八

○霜雪期(自明治二十年至明治四十五年)

初霜	終霜	雪の期節
平年 最 早 十一月四日 四十二年 十月二十一日	平年 最 晚 四月十六日 四十一年 五月十五日	平年 初雪 十二月十九日 終雪 三月六日

○旋風

明治二十七年四月二十七日數戸の建物を損じ、同三十八年八月十三日に陶器學校の一部を倒し、巨松を折りたることあり。

○地震

明治二十四年十月二十八日の大震以外近年に於て記すべき程のものなし。同年の震害は陶器窯悉く崩壊して微塵となり、巨多の陶器を損じ、被害の室數は近村を合して總計五百四十二個に上れり。

四 戸口

維新前瀬戸町戸數人口は記録の徵すべきものなく、之を知るに由なし。明治七年に於て戸數僅々三百六十餘戸なりしもの、大正貳年末に於て實に四千二戸となり。明治四十一年末に於て人口一萬二千百十二人なりしもの、大正三年末に於て一萬九千五百八十人に達せり、今明治五年以後の累計を示せば左の如し。

別 年	戸 數	人口 女男
明治五年	六六三戸	一、五四三人 一、四四三人
同十五年	七七二戸	二、〇三〇人 一、八五一人
同廿五年	一、四三二戸	三、七六八人 二、六四九人
同卅五年	二、四〇四戸	五、八四九人 五、〇四一人
同四十五年	三、九七〇戸	九、一六八人 八、一五一人
大正 貳年末	四、〇〇三戸	一〇、二四六人 九、五五四人
大正 參年末		
大正 四年末		

五 町の沿革大要

載籍乏しくして、維新前の町の状況を詳知する能はざれども、延喜時代に深川神社の事見えなれば、當時に於て山田郡中の一部落たりし事明なり。置縣以前は尾州藩に屬し元祿時代三百三十一石餘、安政二年五月刊行の田内梅軒著陶器考に瀬戸は三千石餘と見えたり。山田郡は後停廢して春日井、愛知の兩郡に併合せられたる時、當地は春日井郡中に編入せられ、明治十一年郡區編制の際更に春日井を割きて東西の二郡とせられたる時、東春日井郡中に入り第二十九組として今日に至れり。明治二十二年十月一日瀬戸村と稱し同二十五年一月二十九日瀬戸町と改稱して町制を布けり。古來よりの制に従ひ町を洞(ホウ)東端(トウ)郷(カウ)洞(トウ)の西(サイ)南新谷(ナンシンコ)郷(カウ)の西(サイ)瀬戸

川の南キタ北新谷シタ瀬戸川の北の四大字に分ち更に七十七の小字小字を島といひ七十七島といふ津島神社祭祀によるに分割して諸般の便を計れり。瀬戸川に架せる橋梁大小合せて十、以て南北兩新谷の交通を便にす。

本來の民家は陶業の關係上、築窯に山腹を利用すること便なりしを以て、勢、他の地方と共に發展の順序を異にし、却て山腹の諸所に點在したりしもの、事業の盛なるに従て町形をなせるが故、他の都市に認むるが如き井然たる街衢をなす能はず。道路曲折縱横殆んど行客をして方途に迷はしむるものあり。只縣道として南新谷の赤津に通ずるもの、瀬戸川南岸に沿へるもの、前者に合するものと、北岸に浴うて品野村に至るものとは町道路の幹線と稱すべきか。往復頻繁、車馬運輸の盛なるが爲め、路面概して凹凸多く平坦ならざるは識者の惜しむ所なり。

六 瀬戸の名稱

當地を瀬戸と稱する所以未だ詳かならず。古來數説あり。張洲志略に

瀬戸者海邊之名也、我尾南知多郡所々有古窯之蹤、而近海濱、於此瀬戸始爲陶窯而

後移此地歟、今春日井郡呼瀬戸之地、是依舊地稱瀬戸村之乎

と見え、鹽尻に

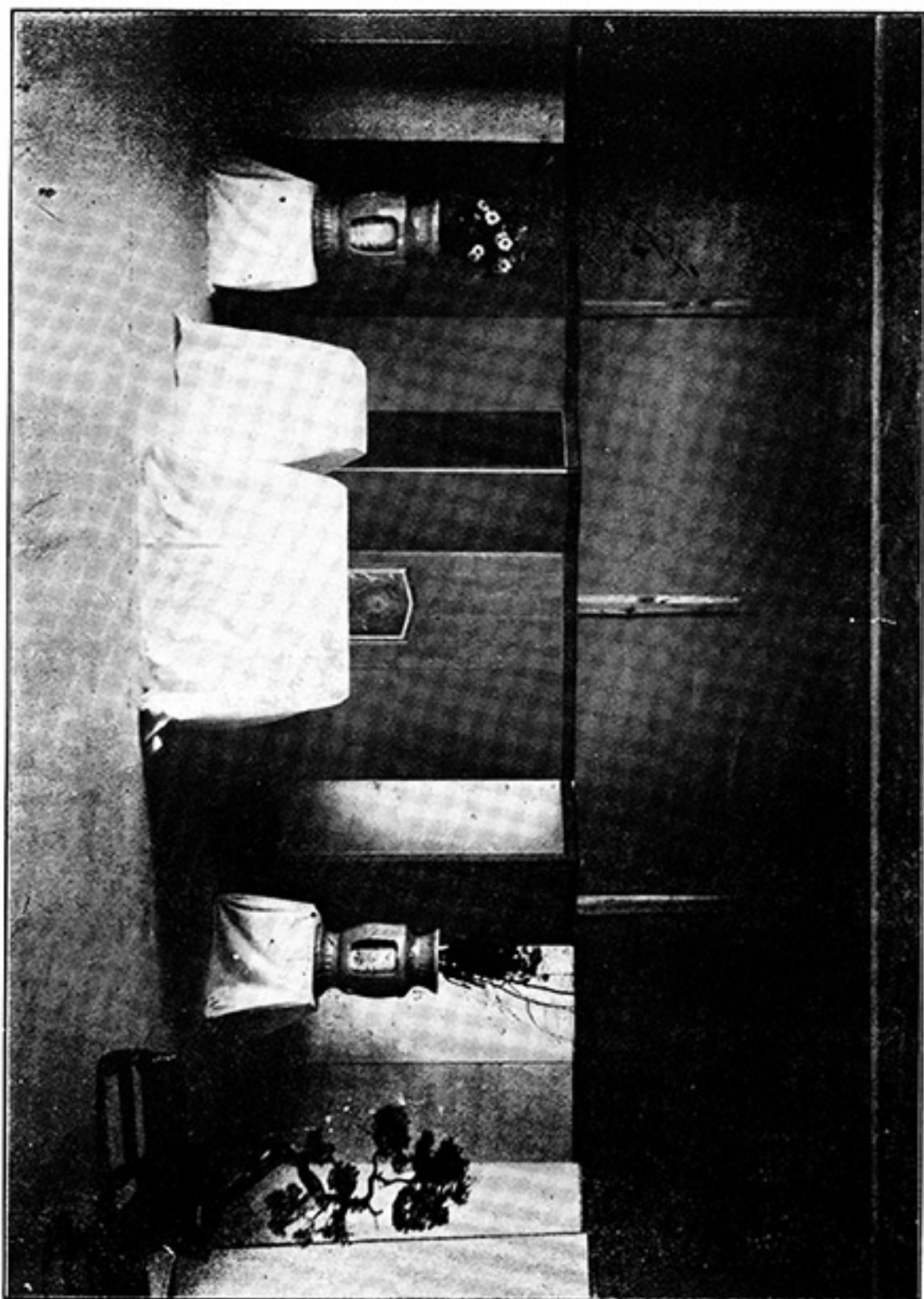
陶器の製知多郡海邊より焼初めて薪に付て此の地に移りしから初知多のセトより起りし名なるべし

とあり。これ海邊の瀬戸、時代の推移により遂に山間の名に變りしといふ一説なり。

又傳説に曰く往昔此地の中央を貫きたる一河と深川祠の東を南流せる細流と相合する所激流奔下せり、湍門と稱せり、瀬戸は蓋し其轉訛なりと。

又曰く、此地山間の形勢自然に迫戸をなせる故かと。

或曰く陶、和訓スエナリ陶所即ちスエモノトコロの略スエトの轉訛なり。以て製陶業の由來する遠きを知るべしと。いまだ何れを眞とすべきかを知らず。



東宮殿下器學校內御座所

第二章 行 啓

載籍傳ふる所、竹の園生の御方にして、此地に駐輦し給へるをきかず。只猿投山上に景行天皇の皇子大碓命の御陵あれば或は命の此地を經過し給ひしやも又知る可からず。

明治二十一年十一月上潁故有栖川宮熾仁親王殿下御來村あらせられたることあり。今上陛下尙未だ東宮にあはしましゝ時鶴駕を枉げ給へるは、實に明治四十三年十一月十七日にして當時、町立陶器學校に學生の授業を嚮し、町の東南丘陵上の萩の茶屋に駕を進められ、町の状況を察し給ひしは當町の光榮限りなき事と、永く聖恩の深きに感泣するものなり。

第三章 政治及軍事

一 廢藩以前の概説

往古山田郡に屬したる事は明なれども統治の狀況は之を知るに由なし。山田郡は其後何時しか廢せられて、春日部カスカ郡に合せられ應永の頃より「カスガキ」と云習ひて、文字も今日の如く書き替へしなり。應仁の亂後織田信長尾張を領するや。大に此地の陶業を保護し、秀吉亦獎勵を加へ、徳川家康の政權を掌握し、子徳川義直を尾張に封ずるに及びて其藩春日井郡に屬し、元祿年間の記録に三百三十一石余とあり隣村赤津品野と共に益其陶業に保護を加へ或は除地となし、或は世襲職として他の侵略を防ぎたりき。享和の頃藩士津金文左衛門、瀬戸の庄家加藤唐左衛門高景の乞を納れ、水野村の代官水野權平の助力を得て、藩老志水甲斐守に請ひ、世襲制なりし陶業を二男以下にも許可し、其の製品を藩收入の好財源となしたり。

二 廢藩以後

明治四年廢藩置縣後、名古屋縣春日井郡に屬し第三大區第十五小區瀬戸村と稱し二名の戸長を置けり、小幡村大島仁右衛門、瀬戸村より加藤祐右衛門共任につけり、祀右衛門辭職后水野村の加藤邦太郎襲任せり。副戸長としては加藤兼助、加藤金平、加藤傳兵衛就職す。明治九年八月十一日規則改正せられ、副戸長を用掛と改稱して伊藤四郎左衛門、井上林藏、加藤兼助等十三名交互に就職し特に兼助は連續、其任にありき。明治十二年より戸長と改稱、兼助即ち就職し、同年五月郡長及縣令に請ひて官選制度に改め西春日井郡西志賀村より佐野政辰を差向けられ、明治十五年まで勤續したり。明治十三年二月五日春日井郡の東西に分離せらるゝや、此地東春日井郡の所屬となれり。同年五月先帝中仙道御巡幸の節隨行中の山田顯義伯を當村に差遣せらる。明治十四年瀬戸赤津に跨る今坂を開鑿し、同十七年八月一日役場區域の變更ありて、東春日井郡第二十九組として赤津村を管轄せり。同二十二年十月一日赤津村獨立し村會の設立を見、廿三年中馬街道を開きて岐阜縣

土岐郡鶴里村に至る便を計る、同二十五年一月二十九日瀬戸村を瀬戸町と稱し始めて町制を布かれ以て今日に及べり、町長として職を執りし者左の如し

就職年月日

氏名

明治廿六年十一月七日	加藤 鼎
同 廿七年四月廿日	川 本 楨 吉
同 廿九年十月五日	加藏奎左衛門
同 卅三年十月十六日	加藤 傳 兵衛
同 卅七年一月十四日	加藤紋右衛門
同 卅九年十二月廿四日	加藤 半 一郎
同 四十二年九月廿三日	伊藤 茂 三郎
大正 三年七月十五日	加藤奎左衛門

伊藤茂三郎辭職後暫らく町長を缺き、其間加藤半一郎、杉本甚太郎助役として町政を見、加藤奎左衛門、新に町長に就職して、杉本助役引續き其職に在り。

代議員 本町より縣會議員に選出せられしは、明治四十四年九月伊藤茂三郎一人



場 役 町 戸 湖



署 察 警 戸 湖

なり。郡會議員たりし者川本惣吉外十一名、明治三十二年八月川本惣吉は郡參事會員たり。

消防 瀬戸の地、由來火を使用する事甚だしと雖も、却て失火の災少なきは、町民互に注意する處あるが故か、されど不慮の變に備ふる爲め、明治二十九年十月二十四日消防組を設置し、人員八十一名を共組員と存せり。町の發展に伴ひ大正三年四月二十九日更に擴張して二部に編成し、總人員百〇三名となし、内組頭一名、小頭二名を置くに至る。

町經費 明年三十五年度に於て壹萬八千六百八十四圓拾七錢二厘なりしが、明治四十年度には壹萬六千四百〇四圓三拾五錢なり。今最近四年間の經常費を掲ぐれば左の如し。

明治四十五年 大正元年	貳萬貳千四百八拾圓八拾五錢
大正二年	貳萬六千參拾參圓貳拾七錢
大正三年	貳萬六千貳拾五圓五拾四錢
大正四年	貳萬八千參拾貳圓六拾八錢

三 軍 事

明治五年十一月全國募兵の徴兵令施行せらるゝや、年々壯丁召募検査を受けたるが、此地の壯丁の職業は他の農村と異なる所ある爲め、成績佳良ならず。縣下に於て劣等の位置にあるは已を得ずと雖も、遺憾とせざるを得ず。今大正元年度より四年間の壯丁検査成績表を掲げて、其一斑を示さん。

年 度	受検査員	甲種合格	乙種合格	國民兵役編入	兵役免除	身長平均	體重平均	トラム	花柳病	所在不明	入監
大正元年度	九四	五三	二二	一四	六	五、二五三、一〇〇	二六、六〇	一、〇六		二	一
同 二年度	一三三	三二	三五	五一	五	五、二〇二、九〇〇	一八、八五	一、六四		三	一
同 三年度	一一九	四四	三三	三八	五	五、二〇二、〇九三	二一、〇一	五、〇四		三	三
同 四年度	一二九	三八	三四	四九	八	五、一七三、一〇七	九、二四	二、五三		三	一

軍事的團體 明治三十七八年戰役當時より各地に軍事的團體組織せられしが、此地も、明治三十九年二月瀬戸軍友會の創立を見、後備陸軍一等軍醫谷口佐太郎之れ

が會長となりしが、明治四十三年十月に至り帝國在郷軍人會瀬戸町分會に改まり、谷口軍醫、連續會長の職に就き、同四十四年四月會長交迭後備二等軍醫板倉是治之に代り、大正元年四月復、後備二等軍醫加藤富一郎會長に就任す、現在會員數六百二十五名なり。

四 警察

明治四年廢藩置縣の際縣は警備取締法を定め村吏の適宜を以て郷廻舊番人と稱すを置き以て此地の保安警備をなしたりき。同八年郷廻を廢し巡查となしたるが同九年十二月二十日名古屋警察出張所第三分署(勝川町)第三巡查屯所を此地に置かれ、同十年二月二十二日出張所を警察署屯所を分署と改稱するに際し、名古屋警察署勝川分署瀬戸巡查交番所と改め、同年七月三十日名古屋警察署瀬戸分署と改まりて當地字藏所(現町役場所在地)に設置せらる。同十二年十一月一日更に勝川警察瀬戸分署と改稱せられ、同四十一年十一月十日行政區劃改正に伴ひ、愛知郡の内、幡山村、長久手村二ヶ村を其の管轄内に編入し分署を警察署と變し、縣有山林

取締として巡查部長一名巡查十名を配置せらる。同四十二年九月二十四日字一坪^{二六九、二七〇、一}に新應舎工事に着手し、四十三年五月十五日竣成五月十六日移應せり。現署即ちこれなり。經費一萬〇三百九十二圓、總坪數四百五十坪、内二百五十坪價格七百五十圓は瀬戸町、旭村、志段味村、水野村、品野村、赤津村、幡山村、長久手村の一町七ヶ村よりの寄附にかゝれり。

四十三年四月三十日警部補一名配置せらる。

署長の更迭せること前後十六回、現署長直井辰之助氏は大正三年十月十日就任せられたるなり。

此署の管轄は愛知郡の内幡山村、長久手村、東春日井郡瀬戸町、旭村、志段味村、水野村、品野村、赤津村にして最近一ヶ年の警察事故左の如し。

大正三年中一ヶ年の重なる行政及司法事項

(一) 行政事故

説諭

八五三件

家出人其他救護

一七三件

交通整理其他督促

一三、〇七四件

物品強賣其他制止

一七、二二四件

戶締油斷其他告知

五、四五一件

失火

一五件

(二) 司法事故

刑法

強盜犯 三件

同上檢舉 二件

放火犯 二件

同 二件

竊盜犯 一三二件

同 一一六件

詐欺犯 三七件

同 四五件

其他ノ犯罪二〇七件

同 二五四件

內務省令警察犯處罰令處分

六七件

(三) 愛知縣令違反處分

三五一件

(四) 諸規則違反處分

五件

五 裁判所出張所

置縣以後當村役場内に設置し、只地所建物の公證をなすのみなりしが、明治二十一年十一月五日始めて名古屋區裁判所瀬戸出張所を字藏所陶器陳列館西隣に設置せられ、廳舎は町の新築に成る。當時書記一名、雇一名小使一名を置かれ、明治三十六年小使を廢せらる、管轄區域は東春日井郡瀬戸町、水野村、旭村、品野村、志段味村の一町四ヶ村及愛知郡の内幡山村長久手村の二ヶ村にして公證登録事務を執る。近年の取扱件數左の如し

明治四十四年	三千四百五十三件	七千三百十圓六十錢	登録稅
明治四十五年大正元年	三千四百二十六件	一萬一千五百八十四圓廿錢	同
大正二年	三千六百三十一件	八千三百三圓四十四錢	同

六 感化救濟（愛知學園）

當町に於ける感化事業、救濟事業共に古來の事知る可からず。

明治三十三年感化法發布後、同四十二年五月一日縣は當町の西隣東春日井郡水野村大字上水野に愛知學園を設置せり町を距る約八町、殆ど町の一異彩たるものとすべし。創立以來大正二年十二月末まで其設備に要せし金額は二萬三千二百七拾六圓餘にして敷地總計約二萬坪、内建物敷地九千五百〇二坪(運動場及果樹園等モ含ム)耕作地及附屬山林約一萬〇四百五十二坪あり。

四十二年十一月始めて生徒を收容せり。其教化は教育に關する勅語に據り又英國レドヒル感化院を模範として家族的組織の下に生徒を保護訓練し、學校教育及實業教育を施し以て所要の知識技能を授け其精神を改善せしめ、獨立自營の人たらしむる様努力しつゝあり、家庭は第一、第二、第三、家庭舍(以上男生)と女生家庭舍とを有す、第一家庭は最も不良野性の生徒を配置しやゝ寄宿舍制度を採り、第二、第三家庭は純然たる家庭制度を採用せり。

學業は暑中を除く外、毎日三時間又は四時間宛小學校令に準じ尋常小學の課程を授け、之を卒業したるものは毎日一二時間宛補習教育を施こし、實業は農業、陶器製造業、下駄製造業の三種とし、適當の者を撰擇指定し、女生徒は裁縫其他一般の家事

を實習せしめ、毎日四時間乃至六時間宛を課せり。

生徒入園數は明治四十二年創立以來大正三年五月一日までに收容せし生徒總數六十二名内在園生三十五名あり、職員は主事伊藤思恭氏外家長三名、教師二名、書記一名、保母二名、雇二名あり。

救濟事業として行旅病人棄兒等に對しては、其取扱法に準據して相當の手當をなし、又天災地殃其他不慮の災厄に罹りたる窮民を救助し、各其堵に安んぜしむる様食品を給與し、又は被服治療、就業に關する救助を行ひ、又家計困難の爲生計し得ざる者には町民相醸出して、其急を救へり。團體及舊人經營に係る救濟事業は尙此町に其例を見ず。

七 衛生

瀬戸町衛生機關としては町役場第一課内主管の下に町を九區に分ち北新谷に三區、南新谷に三區、洞郷に三區となし之に各組長一名、副組長一名、並に各組に幹事八名乃至十二名を置き専ら衛生事務を擔任せり。

傳染病流行の兆あるに方ては、豫防委員を設置し、警察署と共同して防疫に遺憾なきを期せり。

保健 一般疾病の概況は土地病としては記載すべきもなく九種傳染病中ベストは未だ嘗て之が発生を見ず。虎列刺病も明治十二、同十五、同十九年、同二十八年に流行を見たれども近年殆んど之が侵襲を受けず。

赤痢は年々多少の患者を出さざるなく一消一長の觀ありしが、之も近年其數を減じ大正二年度に於て僅に一名を出せるのみ。

腸窒扶斯は當町に於ては殆んど絶ゆる期なく、大正二年中に二十一名の患者を出せり。

實布埵利亞も亦少なからず大正二年中に四十三名を算せり。其他疫痢の一種なる八歳以下の小兒を冒す颶風病(俗にハヤテと稱す)あり。痘瘡、發疹窒扶斯、猩紅熱、バラチブス等は殆んど絶無といふ可し。

トラホーム、肺結核亦少なからず、町民の衛生上の思想幼稚なるが故に之れが撲滅容易ならず。

賣藥 明治十年十二月、同十一年九月賣藥規則改正により、縣に於て發賣出願者を精檢し其免許を與へられしもの、當町に於て二十五人あり。

清潔及汚物掃除 春秋二季の清潔法は之を圓滿に施行し來り、其他臨時清潔法を行ふ事あり。汚物掃除は當時汚物運搬人に請負はしめ、運搬夫は毎日順次各戸の汚物を運搬車に集積して各方面の投棄所に投棄す。

飲食物 飲料として清酒は當町に醸造家なし。知多郡及京阪地方より輸入するもの及び附近なる品野村、守山名古屋地方より輸入するものを需用せり。清冷飲料中ラムネ及密柑水の製造家は二戸あり。其他の嗜好飲料は名古屋市より、米も亦名古屋より其供給を受けつゝあり。果實は土地產物なく何れも他地方より輸入す。食肉は夏時に於ては牛肉豚肉なく平素は馬肉及鶏肉あるのみ。魚肉も鰻は夏季に限れり、牛乳は町に三ヶ所の搾取場あり近時山羊乳も亦郷に於て賣捌けり。

墓地及埋火葬 現今共同墓地七ヶ所、火葬場一ヶ所を有す。町民の九分は禪宗中曹洞宗に屬し、眞宗は僅少なるを以て從て埋葬多く、大正二年中埋葬三百三十七件、

火葬十二件あり。

防疫 當町は汽車汽船の發着地ならざるを以て、當時防疫事務の設備を置かず。人畜疫病につき特に監督官廳の命令ありたる時、臨時に之を設く。而して近年傳染病の猖獗を見ず。

種痘 明治四十二年以前は各自任意に地方醫師につき種痘を勸誘施行せしも、四十二年四月法律第三十五號種痘法發布後は町行政事務に移し一期二期に區別し強制的に之を施行せり。

檢査 町行政事務として檢査事務の設けなし。行政執行法に據る健康診斷は月一回之を藝妓酌婦等に施行しつゝあり。

醫師及病院 大正二年末醫師現在數は八名にして醫師一人に對する人口平均二千四百四十五人に當れり。其外齒科醫師は一名、藥劑師二名あり。産婆の數は八名にして産婆一人に對する出産比例平均八十人餘に當る。鍼術灸術は明治四十五年縣令改正により其細則を定められ現時當町に於ける鍼術灸術、按摩營業者數は五名あり。

病院は未だ其設置を見ず。只安戸に避病院を新築し毎年醫師交代して患者の診療に従事す。

死亡及出生 年々町の發展は左記最近の死亡數及出生數によりて其一斑を窺ふ事を得む。

年 度	死亡人員	出生人員	年 度	死出人員	出生人員
大正元年	三三	六四七	年		
同 二 年	三〇三	六七六	年		
同 三 年	三六二	七〇〇	年		

第四章 教育

一 維新前の教育

維新前には此地の戸數僅々三百餘戸に過ぎざりしを以て教育等に關しては意を注ぐもの稀に、私塾の設もなく子弟は纔に寺子屋又は手習師匠につきて修養したるのみ。文久年間神職二宮九右衛門、此地の子弟の知識乏しきを憂ひ其教養を自宅に創め、讀書と習字とを教科として兼ねて、質素勤儉と謙讓との美德を訓へたることあるを傳ふるのみ。

二 維新後の教育

王政維新の初め朝廷既に人材の教育に留意せられ、制度を設け、施設の方法を講じ、明治五年學制を定め、之を全國に普及し其基礎を定むるに至り、爾後教育は駸々乎として年と共に進み、日清日露の兩役後、國民の自覺一層高まるに及び制度内容大

に面目を改めたり。今學制發布後の本町教育の沿革を概記せんとす。

普通教育

明治五年學制頒布せらるゝや、同六年九月寶泉寺を假用して陶原學校を創設せり。之當町に於ける小學校の搖籃なり。然れども當時住民尙好學の念乏しく、假用の校舎も尙幾多の障礙に遭ひ、轉々移動して校運振はず、只僅に命脈を維ぐに過ぎざりき。時代の推移と戸口の増加と當局者の銳意と先覺者の努力とは其衰運を挽回して、校地を字藏所〔現町役場〕に相して、始めて堅牢なる校舎を築造し得たり。時に明治十七年四月跡部鐵之丞校長として兒童三百餘名を教養せり。爾來年を経るに及び文運漸く開け、受業の子弟益々多く教室狹隘を告げて全町の兒童を收容する能はざるに至りしかば、明治三十六年四月、字宮脇の地をトして更に一校を増築し瀬戸第二尋常小學校と稱し、藏所にありし舊校を瀬戸第一尋常小學校と改稱せり、これ明治九年五月校名は總て地名に依らしむべき官命に従ふのみ。當時の兒童數は第一に於て五百九十名、第二に於て三百八十三名なりき。大正三年度に於て二校在籍兒童は二千三百十七名にして校舎は愈々狹隘を告げしかば今や祖

母懷附近の地に第三小學校の増築をなしつゝあり。

高等小學校は明治二十一年七月東春日井郡第三高等小學校として字東茨に創立せられ、次て瀬戸高等小學校と改稱し、同二十六年組織變更の爲め瀬戸町外八ヶ村組合高等小學校と改まり、町の西端字十三塚に校舎を新築したり然るに同四十一年三月組合を解散したるを以て、町立瀬戸高等小學校を新に字森に設け兒童教養を計り、越えて四十二年四月第一尋常小學校を此校に移し併置の制を採り瀬戸尋常高等小學校と稱し、以て今日に到れり。二校校長の更迭二十二回、現在尋常高等小學校長は六鹿鹿三郎第二尋常小學校長は河村健太郎なり。

今二校の在籍兒童數敷地及教育費等の最近五年間の統計を示せば左の如し。

第一表 兒童(尋常小學)

年 度	學 齡 兒 童			在 籍 兒 童			就 學 步 合		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
明治四三年	一五八	一三七	二九八	二〇〇	九〇六	一九二六	九七、〇〇	九七、二三	九七、二三

第二表 兒童(高等小學)

同 四 四 年	同 四 五 年	大 正 二 年	同 三 年
一〇五三	一三三〇	一六六四	一五〇五
九〇四	一二二七	一三九六	一三四三
一九五四	二四四七	三〇六〇	二八四八
九三三	一一六三	一二五八	一二〇六
八三八	一〇四四	一一三四	一一二一
一七六二	二二七六	三三九三	二二一七
一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	九七、七七	九三、三六
一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	九一、〇〇	九一、八六
一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	九四、三九	九三、一八

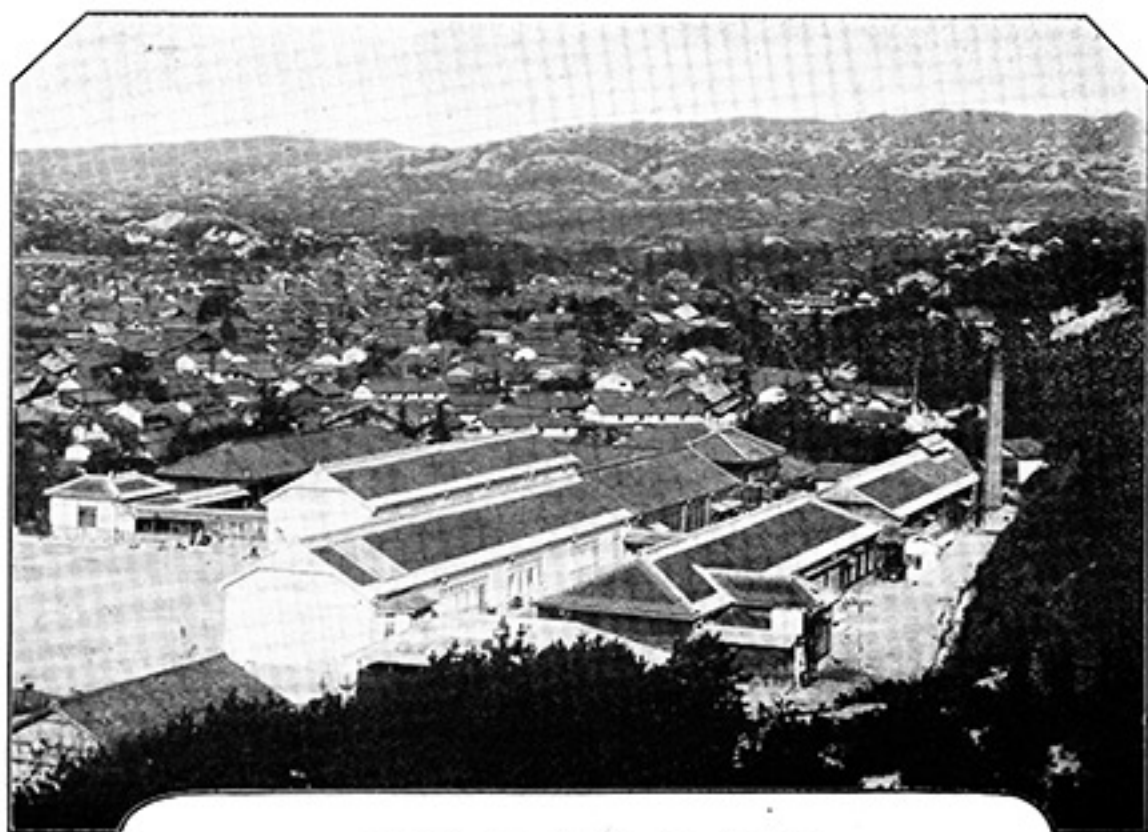
第三表 教育費

年 度	男	女	計
明治四三年	八二	三七	一一八
明治四四年	七二	六三	一三四
明治四五年	七九	七七	一五六
大正二年	七三	六二	一三四
大正三年	六六	六三	一二八



瀬戸
高等小學校

瀬戸第二尋常小學校



愛知縣立陶器學校

年度	經常費	臨時費	計	教育費一戸當	市町村費 小學校費歩合
明治四三年	一五四六、〇〇〇 _円	四三四七、〇〇〇 _円	一五八九三、〇〇〇 _円	四、八三〇 _円	二九、九二
同 四四年	一二四六、五〇〇	四〇〇〇、〇〇〇	一五四二六、五〇〇	四、二九八	二五、〇五
同 四五年	一〇五五、〇〇〇	六五一、〇〇〇	一一五六、〇〇〇	三、〇〇三	二一、五一
大正元年	一〇四四七、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	一二六二七、〇〇〇	二、七〇〇	四〇、一六
大正二年	一二六七八、〇〇〇	二二五、〇〇〇	一二八九三、〇〇〇	二、九七五	四三、一八

第四表 敷地及建物

尋常高等小學校		第二尋常小學校	
敷地坪數	二二七七	一四〇四	
家屋坪數	五五三	四三五、七五	
教室坪數	四〇六	二六八	
運動場坪數	一五〇〇	九五四	

専門教育

一裁縫女學校

町立裁縫女學校は、初め裁縫専修科と稱し、明治二十七年高等小學校内に設け高等科に入學し得ざる子女に裁縫を教授するに始まりしが、明治三十一年四月より補習科を加設し、高等小學卒業生をも收容し、越えて同三十九年六月高等小學校より獨立して、町立裁縫女學校と稱し、尋常小學卒業以上の子女を收容して、修身、國語、算術及裁縫を教授す。町役場階上を以て假校舍となせり。修業年限普通科三年高等科二年、研究科二科にして校長は高等小學校若しくは尋常高等小學校長の兼務する所たり。在籍生徒數大正三年末に於て普通科二十九名、高等科二十九名計五十八名を算せり。

縣立陶器學校

本校設立の由來は、明治十七年町の有力者發起となり、瀬戸金と稱する工業獎勵上の別途貯金を支出し、陶磁器業に關する研究會を加藤五助の工場内に設け、小栗令祐、加藏五助及川本半助等に囑托して之れが指導に任ぜしめ、學理と實地との調和

發達に裨補する所あらんことを計畫せしことあり、其實蹟が斯業の或る要求を充實するに到り、且時勢の推移が間斷なく當業者に對し痛切なる警告を與へつゝあるを看取し、町の有力者こゝに相戮力して陶器學校の設立を見るに至れり。明治二十七年十一月町長川本耕吉其設立を縣知事に申請し、翌二十八年二月二日本縣知事之れが設置許可を與へ、同月十四日國庫補助を申請し七月二十一日文部大臣より開校の月より向ふ五ヶ年一ヶ年金一千圓下附の指令を得たり。茲に於て同年十月一日、南新谷の假校舍に於て開校し、授業は土質の分拆を始め、殊に學理を利用して重きを實習に置き、學業と實地と駢進せんことを期したりき。同二十九年九月八日校舍を、元高等小學校跡に移轉し、其規模を擴張せり。

尋て四月二十六日國庫補助金繼續下附の指令を得、六月七日規則を改正し、同三十四年二月位置の變更並に校舍新築の計畫成り、十月校名を改めて町立瀬戸陶器學校とし、同時又學則を改正し、修業年限を三ヶ年とし且甲乙二科に分ち甲科は高等小學校舊令二年以上修了のもの、乙科は尋常小學校卒業の者を以て入學を許すこととし、其科目は修身、國語、算術、理化、製陶法、圖書、實習の七科目にして一層痛切なる

効果を奏せんことを計れり。翌三十五年二月二十五日字東犬塚の丘上の新築校舎落成に付之れに移轉し九月二十七日其落成式を挙げたり。工費四千五百圓を要しき。斯て校舎新築と共に器具器械等を購入し、茲に舊來の面目を改め諸事整頓の域に達し、殊に校内には陶器試験所を設置し、地方當業者の參考に資することゝせり。同三十六年二月再び學則を改正し、爾後大に生徒の募集勸誘に努めたる結果、逐年入學者の數を増加し、同三十八年の如きは入學者五十名に及ぶの盛況を見たり。之れ本校をして漸く社會の信頼を博するに至りし結果といふべし。八月轆轤實習教室を増築せり。工費五百圓を要せり。同三十九年以降一層學校と實業家との連絡を密ならしめ在來の競技會は愈盛大に赴かん事を獎勵し、漸次斯業の改善發達を期し、模型實習教室の増築をなさんとし工事半に達せし時四十一年一月會、颶風の爲め倒潰の災に罹りしを以て、更に再築し九月漸く落成せり。此の工費三千二百圓を要したりき、同四十二年三月五日改正小學校令の實施に依り之れに伴ふ改正を要すべきを以て學則を改正し從來の乙科を廢止せり。而して其生徒數始め四十名内外に過ぎざりしもの、同三十九年には九十八名に四十一年

には百二十三名に増加せり。時勢の進運と校運の隆盛とは遂に本校をして百尺竿頭更に一步を進めて之を縣立となすべき機運に向はしめたり。明治四十三年十一月の縣會は大多數を以て本校を縣立になすべき件を決議し縣又之を容れて明治四十四年四月一日町立瀬戸陶器學校はこゝに愛知縣立陶器學校と改稱せられ、岐阜縣土岐郡立陶器工業學校校長黒田正策校長として就任新に設備計畫をなし銳意校務に盡瘁せしかば、同年十一月の縣會に於て繼續事業として校舎の増築、機械新設等可決せられ大正元年十月九日機械室、意匠室の新築成り十六馬力吸入瓦斯機關及各機械の据付を了し翌二年窯場の一部成り、大正三年四月廿日普通教室、教務室、寫生教室、陶畫教室、模型教室、窯場殘部落成し同年十二月五日理化教室及實驗室落成し大正四年三月廿五日校門改築を了へ、今や轆轤教室工事中にあり。窯場は新式炭窯二基、瓦斯窯二基、錦窯一基を設け五丈五尺煉瓦積煙突を築造せり。校舎は茲に舊來の面目を一新し全く別天地の觀を呈しぬ。之に伴ひ校の内容にも一大改革を行ひ、舊來の規則を改正し、學科は修身、國語、數學、理化學、製陶法、圖案、圖畫、體操の八科目とし又特に將來必須なるべきを以て科外として英語を加へ、實習

は陶畫科、模型科、機軸科の三科とし學科實習を合して一週四十一時間の授業を行ひ本科三ヶ年補習科二ヶ年の條業年限となし生徒定員百二十名に規定せり。最近同校の敷地、建坪、經費及生徒數等を示せば

敷地(三〇〇八〇、三〇〇八一番地字東犬塚)

四、〇四一坪

建坪

一、〇一三坪

内譯 教室、理化實驗室、實習室等

三九三坪

事務室、應接室、圖書室等

一〇四坪

機械室、及原料貯藏場

一四二坪

窯場、製品、半製品貯藏室等

一二九坪

生徒控室、雨天體操場

八〇坪

廊下及附屬建物

一六五坪

經費

經常費大正元年度

一〇、四〇六圓

同 二年度

一〇、九二九圓

同 三年度

九、七四四圓

同 四年度

九、九七三圓

繼續臨時費

五〇、五二二圓

内譯 建築費

三五、六二二圓

設備費

一四、九〇〇圓

其設備費の主なるものは原動機として、サクシヨン瓦斯機關と製陶用諸器具機械發電機、傳動機瓦斯エンジン、電燈裝置、窓及煙突築造等なり。

生徒數(大正三年度末)

補習科 二名 三年 二十名 二年 二十三名

一年 五十八名 計百〇三名

本校の光榮 乙種實業學校なるにも關せず其町立時代に於ては 今上陛下の東宮におはしまし、折、行啓あらせられて、生徒の實習を御覽ぜられ、其後 兩陛下、東宮殿下、親王殿下の名古屋離宮に御駐輦あらせらるゝ毎に、製作品の天覽臺覽を忝うするのみならず。更に献上を嘉納し給へる事數回、大正四年五月東京高等工業

學校第一回工業品展覽會に出品せる染付磁器花瓶は宮内省御買上の榮を蒙りたるが如き、本校の光榮實に極まれりといふ可し。

成績品展覽會　大正三年三月下旬第一回成績品展覽會を開催して好結果を收め同四年四月十九、廿、廿一の三日間第二回を開き一層の好果を得たり。

三　社會教育

青年會

三十七八年戰役以來本町の青年會は、漸次其萌芽を發し圖書を購讀し、産業の發達を謀り、試作研究に努力して其成績見るべきものありしが大正三年三月各小學校長及職員の斡旋により青年會俱樂部を組織し主に小學校卒業生を集め知識を増進し徳性の涵養に努めしが殊に近年に至り其活動を盛にし大正三年九月字郷に於て郷部青年會の發會を見、月三回陶器學校及俱樂部に集合して講演會を開き會員各自の修養に努めたるが大正四年五月南新谷青年會新になり今又陶磁器店員の青年會も亦成立せんとす今や町將來の運命を支配すべき青年は舊來の惰眠よ

り全く覺醒して地方改良の爲め努力しつゝあり。成績の良否は實に今後の活動如何によるのみ。

新聞

新聞は從來、東京、大阪及名古屋に於ける各新聞の購讀せらるゝのみなりしが、大正二年十月社長谷口佐太郎によりて瀬戸新聞と稱する小新聞發刊せられしが、一ヶ年に足らずして休止し爾後大正三年に至り名古屋なる新愛知東春附録として隔日發行し今尙繼續しつゝあり。又近く名古屋新聞瀬戸附録發行の舉あり。

第五章 産業

瀬戸の地既に世人の熟知せるが如く、産業としては陶磁器製造にありて、之を除きては殆んど言ふに足るものなし。

農業は田畑僅かに七十餘町歩を有し、養蠶の如きも二三副業として飼養する者あるのみ。養鶏は縣下一般の農家副業たる如く稍多少の飼養を見ると雖も、以て自家用以外に生産するはあらず。製陶業以外に特記すべきは砂防工事にして又別に多少の鑛業と商業とあるのみ。

一 砂防工事

愛知縣下諸川の水源地は概ね禿嶺にして崩壊缺裂し就中矢田川流域諸山の荒廢最も甚しとす。而して瀬戸川は實に此の矢田川の支流にして、水源の山地又缺裂して流砂甚だし。其の斯に至りし起因は之れを知るに由なしと雖も、口碑の傳ふる所に據れば、建暦年間此瀬戸村の山地に陶器の製造せらるゝや爾來年々陶

土の採掘少からず、傍ら同村、及隣村水野村、上品野村、赤津村、愛知郡山口村地方の山林を以て燃料供給の地と定め漸次伐木し來たりしが、其結果濫伐に流れ山骨露出流砂河身を埋め遂に水害を醸すに至れりといふ。寶曆年間沿川の農民は比年の水害に苦しみ、陶業制限の訴訟を起し、之れが爲め天明二年水野陣屋(代官所にして舊藩當時春日井郡水野村に置けり)は山方係を置き始めて砂防植樹の制度を設け同時に陶磁器の生産を奨励し、大に便益を與へたりき。即ち毎年三月下旬、赤楊苗を山麓に、次年松苗を山腹に、隔年二種逐次交互に植栽し又年々其村の庄屋は水源普請と稱し起工地と其の設計とを申報して工事を施すの方法を定めたり。之れ今日に於ける砂防工事の嚆矢なるべし。然るに寶永四年十月大震あり陶窯爲に崩壊し復用ふべからざるに至る。依て之を復舊せんが爲に松材一千二百本を伐採せんことを藩廳に請うて許可を得たるを始めとして、山林保護の制漸く弛み、萬治四年代官の許可を得て松材約二千本を伐り、且命によりて其製品を常に藩廳に納めしむることゝなり、以後は更に御用燒物の燃料と稱し、年々松材伐採の例を開くに至れり。然れども當時の伐木方法は間伐と稱するものにして所謂濫伐に

あらざりしが、其後天保年間の大水ありて、堤防修復の爲め、曾て堤防備林と稱して堤防用材に準備せる山林中より數百本を伐採したりしが、爾後屢、其名を假りて伐採するの惡例を作り、遂に濫伐の弊を成し、文久二年には松材二萬九千本、三年には二千四百本を伐り、其弊や轉じて盜伐となり又一方陶磁器の燃料として年々枯損木の名義を以て許可を得、濫に他の樹木を伐採するを憚らざるに至り山林の荒廢忽諸に付すべからざるに至れり。此に於て慶應年間管理人を置きて之れが監視をなさしめたりと雖も、未だ其の效果を見るに及ばずして維新の變故に遭ひ次で廣藩置縣となり、其間林制弛廢し濫伐盜伐到る處に行はれ、終に明治七八年の交には殆んど伐採し盡して餘す處無きに至れり。

斯の如き状態なりしを以て、砂防設備は自然等閑に付せられ、其の既設に係る在來のものも益々破壊し、流砂の損害年と共に甚だしきに至れるを以て、大に其の工事の計畫を立て、之を主務省に具狀せり。依て内務者は土木局御雇工師、和蘭人、デレ、トケ氏を派遣して狀況を查察せしめられ、其結果其修築必要なりと認められ、土木局の直轄を以て明治十一年度より同十三年度に亘り國費を支出し砂防工事（積苗

工連東葉綱工堰堤粗朶工水刳工植樹等を庄内川支流、矢田川小支流と共に瀬戸川の水源即ち瀬戸村(現瀬戸町)に施されしが其効果頗る著しく今尙其遺蹟の存するものあり。既にして土木局之を休止するや爾來縣に於て之を經營せるも、當時其設計を繼續して縣費を以て經營するは縣財政の容さざる所にして、僅かに堰堤を修理し以て其の維持をなせるに過ぎざりき。其他矢作川、天白川の水源に係る崩壊地も亦同様なるにより、こゝに土砂扞止の方策を講じ明治十三年八月二十四日甲第百三十三號を以て本縣は水源作業管理規程を設け年々水源の涵養に努めたりと雖も、工事を要する區域は廣濶にして經費に限あり、普く之に應ずる能はざりき。明治十八年度より同三十二年度に至るまで之れが爲に縣税を支出せしもの十萬八千六百五十一圓餘にして之に伴ふ町村費の支出三千八百二十八圓餘なりき。

以後更に造林と土木工事とを併用して漸次大成を期し其調査に着手したるが恰も明治三十年三月二十七日法律第二十九號を以て砂防法の公布あり。尋で同三十二年九月八日内務省告示第百號を以て砂防指定地區の發布あり。依て同月

縣令第七十三號を以て砂防指定地に於ける作業制限の規程を發布し、國庫の補助を稟請して許可を得、明治三十三年新に砂防工事を庄内川支川、矢田川小支流、瀬戸川水源、瀬戸町及八幡川水源愛知郡山口村の山地に起工し年々其區域を擴張したりしが、明治三十七年度に及びて日露の戰役ありて國庫の補助は中止せられ、加之縣費支出の事業も亦節約するに至れり。然れども全然之を中止する時は將來の工事に影響する所少からず、之を以て出來得る限の節約を加へ、臨時經費を以て之を繼續し同年、同三十八年度中工事を持続せり。三十八年平和克復に至るや、再び國庫補助を得て工事個所を擴張して益、事業を繼續せり。工費實に起工三十三年度より三十九年度に至るまで三十七萬七千〇一圓餘、起工面積九百四十四町一反八畝十七歩に達せり。

而して當町附近の當時御料林地に屬せし禿山約四千町歩の内百九十八町五反四畝廿六歩共經費二十九萬三千四百〇三圓七十錢四厘は實に明治三十三年度より三十五年度に竣工せし最初のものとする。然るに砂防工事を要する地は面積廣大にして治水の目的を完成する爲めには更に進んで、全部崩壞山林に渉る永年の計

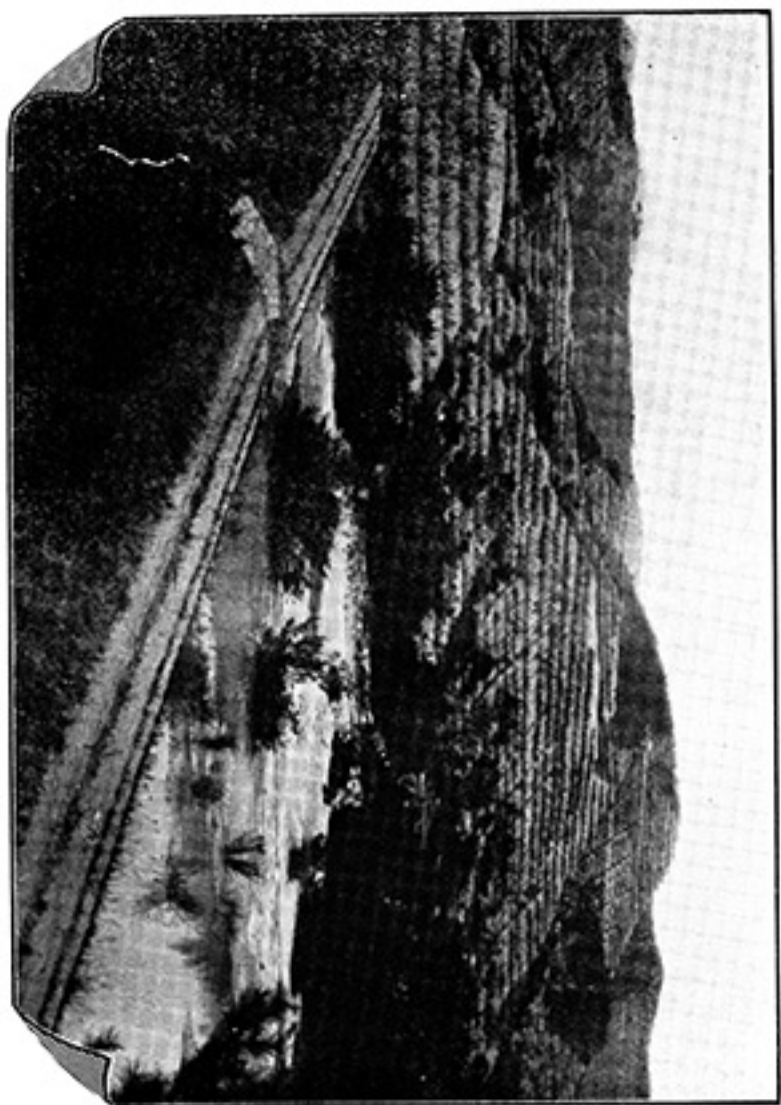
畫を要するのみならず、現時崩壊したる地は相當設備をなし、土砂を扞止し其未だ崩壊に至らざるも將來其虞あるものは林業的經營によりて、之を未崩に防ぐを經濟的として最も策の得たるものなるを以て、特に本縣の如き交通至便にして且林産物の需要多き地方にありては、管に砂防設備を行ひ山地の崩壊を止め、河川の氾濫を防ぎ以て農業其他の發達を爲さしめ得るのみを以て足れりとせず、更に一步を進め不生産地を變して生産地となさざる可からず明治三十年三月法律第二十九號砂防法第二章第二十七條によれば砂防設備より生ずる収入は府縣に歸し當主務大臣の指定したる土地若しくは其土地にある森林の所有者又は其砂防設備の施設者に下附する事を得るを以て、何れの地に砂防施設を行ふも其収入は勿論縣の收得することを得るものたるも、將來作業其他に煩累を來す虞あるを以て、當時の深野知事は砂防の大目的たる土砂の扞止をなすと共に、其經費の報酬として可成確實なる収入を得ん事を期し、砂防計畫案の調査をなさしめ、先砂防指定地域にある土地を買收して縣の所有となさん事を豫定し、明治三十八年三月砂防工事に關し東京農科大學教授林學博士河合鋪太郎に其調査を囑託し計畫稍鞏固とな

り、明治三十八年十一月砂防設備を要する区域内の御料地讓受方を御料局に交渉し、其賛同を得て、同三十九年九月郡部參事會に於て金六萬四千三百十圓を七ヶ年繼續支出とし西加茂、愛知、東春日井、丹羽の四郡内に於て臺帳戸別五千二百餘町歩（實測見込八千三百町歩）の砂防地讓受を確定し。又砂防工費繼續支出の必要を生じ、同年十一月の通常縣會に明治四十年度より同六十九年度に至る三十ヶ年の繼續を以て土木費中砂防設備費繼續年期及支出額の案を提出し可決せり此案は總額金二百九十五萬九千八百八十七圓四十七錢一ヶ年約九萬八千圓、年々の竣工面積三百餘町歩とす。深野知事は砂防工事設計を東京農科大學に囑託し同學雇教師塙人、ホーフマン氏指導の下に町の内字印所地内に塙國式砂防工事を施行したり。工費金二千五百六十六圓十六錢三厘にして一ヶの模範的施設として明治三十九年三月竣功せり。今其の概要を摘録せん。

東春日井郡瀬戸町字印所地内砂防工事（面積九町七反九畝二十二步）

土堰堤修築延長四十五間五分高一間馬路一間
堤敷一間六分勾配水上六分
水下一分

柳柵工延長四百三十六間四分（護岸工）



砂防工事



森御殿

包柴工延長七百三十七間六分(根留工)

分水堤延長四十三間五分高四尺六寸馬路三寸勾配水上一割三箇所

石積護岸延長二十間三分三厘五箇所

生樹杭植樹赤楊二千本但五尺以上ノモノ

此竣功金二千五百六十六圓十六錢三厘

右の如く砂防治水三十ヶ年繼續事業も成功の遅々たるを遺憾とせり。然るに明治四十三年大洪水ありて、政府は十八ヶ年治水事業を計畫し、農商務省は省令第十六號を以て荒廢地復舊費補助規則を發布せり、茲に於て縣は政府の方針に準據し、明治四十四年既定の三十ヶ年繼續の案を短縮變更して十七ヶ年繼續事業となし、又砂防工事上必要なる土地を統一して縣の所有となし、其他の荒廢地は荒廢地補助規則を作り、施業組合を設立し或は縣の直營工事となし、或は補助金を下附して經營設備せしむるものとの二種に區別し、可成速に治水の目的を達せんとしつゝあり。

瀬戸町に於ける砂防設備を行ふ爲に施設する工種は概ね左に掲ぐるが如きもの

なり。

積苗工 山腹の缺損崩壊を防止するが爲め、其山腹に施設するものにして、直高三十尺を隔つる毎に山腹を堀鑿して、水平の階段を造成す、其床幅二尺五寸とし、床地外角より六寸を退き、芝を敷き、土砂を其内部に盛り、三分の勾配に構成するの方針を以て之を締固め、其斜面に芝二枚を横に張り、芝を其上部に置き、上部の幅員一尺四寸二分、法高一尺四寸、勾配三分に竣成す。本工は長一間に對し芝二十四枚を要するものとす。而して薄株を其張芝の間に、碁の目形に植栽し、尙周圍凡そ六寸、深さ八寸の穴を上部に堀鑿し、之に焼土（肥料）を施し、土砂に混和して、以て黒松、赤楊葉の圓なるもの（ヒメヤシヤフシ）、山欐（俗名ハゲシバリ）等の諸苗を植栽して工を竣めるものとす。

連東築筋工 積苗工を施設するが如く、山腹の缺裂崩壊を防止する爲、直高三尺五寸乃至四尺を隔て積苗工の間又は傾斜急ならざる土地に施設するものにして、稻藁を以て長十二尺、徑五寸の藁把（タス）を製作し、二子繩を以て二重廻り距離六寸毎に二十一ヶ所を結束し、而して凡そ巾六寸、深さ八寸以上の溝狀を堀鑿して、之を

埋填し而して之に沿ひ、薄株を密接列植し、尙長一間に對し山萩（山地又原野ニテ採掘スルモノ）五六株の計算を以て、薄株と共に植栽し又苗圃培養の萩を用うる時は、一、二本の計算を以て二三寸間毎に、薄株と共に植栽す、而して又周圍凡六寸深さ八寸の穴を堀鑿し、之に焼土を施し土砂に混和して以て黒松、赤楊山楡等の諸苗を植栽して工を竣ふるものとす。以上の二工種は之を施設するに際し、山腹の形狀を修復するを要す。元來崩壊缺裂して、斷崖絶壁等種々の形狀をなし、直に施行するを得ざるを以て、法切りと稱し凡そ一割五分以上傾斜地を造成し而して後施設するものとす。

山腹法切跡、水路張芝工 積苗工及連束薬筋工施設の爲め生ぜし山腹の法切土砂を締め固むるを以て、其崩壊せんことを防ぐ爲め、變形の水路を構成し而して導水受を、其上部に造成し、其流下口は概ね積苗工又は谷止工の上部に設け、雨水をして亂流せしめざるものなり。而して芝を其全部に植栽し薄株を其左右に植栽して以て工を竣るものとす。

谷止工 積苗工及連束薬筋工施設の爲め生ぜし山腹の法切土砂を溪間に投ずる

を以て其土砂の流下するを防ぐが爲め施設するものにして、堰堤形に造成し芝表法全部に植栽し、薄株を張り、芝の間に碁の目形に植栽し而して周圍凡そ六寸深さ八寸の穴を其上部に堀鑿し之に焼土を施し土砂に混和して、以て黒松、赤楊、山楡等の諸苗を栽植して工を竣る。

土堰堤 流砂を扞止せんが爲め、溪間を横斷し築設するものにして直高、馬踏等は土地の状況によりて之を定むと雖も、其勾配は表法即水下二割以上、裏法即水上一割以上となし土砂を以て層一尺毎に締固め、真部幅員三尺以上深さ三尺以上、堤敷となるべき所の地盤を堀鑿し、粘土を以て齊しく層一尺毎に締固め、漸次築造して放水路部下に至る。而して馬踏及表裏兩法は山土を用ゐ、厚さ一尺乃至二尺を被覆し、表法全部を植栽し、馬踏は二尺を隔つる毎に、裏法は一尺を隔て三線の筋芝を又苗木を堤上に植栽す。

放水路は堤内の滯水、高水點に達する時は自ら流下せしむる爲め設くるものなるを以て、放水口は溪谷の狀勢により、長巾等を定め勾配は堰堤同一に造成す而して一間に對し、送り三本の杭木二列を樹え、鐵線(八番ノモノ)を以て之を締結し、

土臺木を杭頭に嵌め、尙一間に對し十五本の土止木を樹て之を基礎工となす。此の基礎工により石材又は煉瓦石(溪谷の狀勢により其何れかをを用う)を築疊するものにして、其裏結は花崗質の土壤種土と稱すと石炭灰とを混和し水を以て之を練りしものを用ふ、其厚さは石材を用ふる時は凡そ石材の寸法煉化石を用ふる時は厚さ六寸となし石材又は煉化石の摺合の個所は膠泥を埋填するものとす。

水叩箱枠は放水の谷底を掘鑿し、害を堰堤に及ぼすを防ぐが爲め、放水路の法脚に設置する處の工作物にして、其構成は床堀と稱し、地盤を掘鑿す。其深は三尺以上とし、長は放水路に基き構造するを以て一定せず。之を掘鑿するには地盤粘土質にありては五分砂地に於ては一割の勾配を付するを要す。此掘鑿を終れば一間毎に枠柱を樹て之に狹木を用ふ。其狹木は二個に挽割、枠柱の内外に挟み枠柱毎に、ポルトを以て之を繋ぐ。挟木の用法は前部左右は上下各二段、後部は上部一段とす。而して一間に對し、十五本の計算を以て、土留木を其周圍に樹え、粘土を用ゐて枠底を締固め石材又は煉化石を積疊するものにして其裏

結以下の方法は前項に同じ、以上の施行に因り、土堰堤全部の工を竣るものとす。

石堰堤 是亦流砂を扞止するものなりと雖も、常に流水ある個所に設築するものにして、直高馬踏等は土地の状況によりて之を定むと雖も、其勾配は表法、即ち水下一割以上、裏法即ち水上五歩以上となし、岩石所在の個所なるときは之を基礎とし、岩石所在の個所にあらざる時は地盤の硬質を得るまで掘鑿して、根石を其盤床に設置し、逐次石材を以て之を築き、礫を内部に容れ工を竣る。但放水路の設置を要す。其長幅は土地の狀勢によりて之を定め、又或は水叩を施設す。

護岸土 溪流の爲、山脚を缺壊し土砂の崩壊せんことを防止するが爲め、施設するものにして、木材を用ゐて基礎を構成し、石材又煉化石を築疊するものにして、其裏結は花崗質の壤土種土ト稱スと石灰とを混和し、水を以て之を練りし者を用ふ。其厚は石材を用ゐる時は凡そ石控の寸法により、煉化石の時は厚さ六寸とし、石材又は煉化石摺合の個所は膠泥を埋填す。而して積苗工を其上部に施設し工を竣るものとす。

床固工 溪流の爲、護岸工の基礎を掘鑿せらるゝを以て之を防止せんが爲め、水流

を横断して以て施設するものとす。八番乃至十番の鐵線を以て蛇籠を製作し、礫を全部に容るゝものなり。其施設するに際し床地を堀鑿平均して之を設置し、且其異動せんことを豫防するが爲め、目柳挿杭を樹え、工を竣るものとす。

苗圃 東春日井郡、水野村、大字中水野字南山の山地を相し、(町の西端愛知學園の西) 明治三十五年度に於て段別二町歩明治四十年年度に於て二町四段三畝五歩又篠岡村に段別一町歩を開墾して以て苗圃となせり。此合計面積一萬六千二百九十五坪、其十分の六は下種の地にして萩苗を主とし、其他砂防適切な植物を培養せんが爲、設置せるものにして年々砂防施行地移植の萩苗は殆んど本苗圃培養のものなり。

今明治三十三年度より國庫の補助金と縣費とを加へて施行せしものゝ當町に係るもののみを載記せん

第一表 施設物數量表

年 度	積苗工	築筋工	谷止工	山腹法切筋工	苗木植付	草類	實蒔工	土堰堤	護岸工	床固工
明治三十三年	一七、六八、五	三六、六八、五	三、三〇、五	—	五〇、三六、〇	一五、三三、〇	六、四七、〇	一六、六六、七	四七、五	—

同 三十四年	九、八一四、〇	二八、九〇七、八	二、三三四、三	四七三、五	五五九、七〇五、〇	二、三、七九六、〇	一、二五〇、〇	七九〇、三	七三、九
同 三十五年	九、〇八七、〇	一五、五二一、五	一、五三八、九	三九四、四	五三七、五五三、〇	二六、三三九、〇	一七、〇五〇、四	九七四、四	六、七
同 三十六年	二、〇九〇、八	三〇、一二一、五	二、二四〇、八	一、一四〇、七	七四四、一五五、〇	三七、一七九、〇	三二、二六三、三	六〇七、〇	三、〇
同 三十七年	二、七六七、〇	二、〇三〇、〇	二二六、八	三三三、六	二〇五、四四〇、〇	一三、四五六、五			
同 三十八年	二、八六三、三	二、七六四、六	一三三、四	二九、四	九七、七九八、〇	八、三〇七、三			五九、八
同 三十九年	五、八九五、二	六、七〇六、八	一八五、〇	七六、七六	三七八、三九七、〇	三三、四〇八、〇	四、一五六、五	三三、三、五	四〇六、六
同 四十年	八、五五、二	二〇、三六六、五	一五三、一	二八三、二	三六八、二七〇、〇	二五、七〇〇、〇	三六七、五	一三二、六	

第二表 施設物竣工工費表

三十三年度	三十三年度	三十四年度	三十五年度	三十六年度	三十七年度	三十八年度	三十九年度	四十年度	計
一八、一八〇、三四三	一七、八四四、三三三	一六、二九三、五二六	三〇、九五四、四三四	三、四二〇、八九三	五、七五八、三四二	一五、二六七、四四三	六、〇二四、九五四	二〇三、七〇四、〇八四	

第三表 施設物竣工の結果に係る砂防設備面積表

三十三年度	三十四年度	三十五年度	三十六年度	三十七年度	三十八年度	三十九年度	四十年度	計
四九七、六二三	五三四、九二〇	四一九、一〇〇	五三三、五三四	八二、一三〇	二六、六三六	三七、五三三	九六、八〇〇	二、六七六、五〇三

而して尙大正元年度より同十七年度に至る砂防設備費は既定金額二百九十五萬

九千八百八十七圓四十七錢なり。

二 鑛 業

本町地内に産出する鑛産物として數ふ可きは、陶磁器原料たる陶土蛙目及木節、コバルト土及砂鐵、褐鐵鑛等なり。

蛙目 町の東南隣村愛知郡幡山村大字山口に産するは頗る良質なれども、町附近のものは第三紀新層中、黑雲母花崗岩の霏爛したる粘土なり粒性強く耐火度高し。蓋し砂粒を含める淡綠色粘土にて雨水に洒されたる該粘土中の石英粒を突出して蛙公の目に似たりとて此名あり。磁器の原料なり水簾して得る處の粘土分は二割内外にすぎず。産出地の範圍甚だ廣しと雖も、瀬戸町より品野に通ずる道路に沿ふ瀬戸町字紺屋田俗に五位塚附近及品野村字八床より最も多量に産す。

木節土 花崗岩の分解によりて生成したれども水に流されて母岩と分離し共に運ばれたりし植物の細片を抱きて沈積したるものにして多量の炭片及炭質を含む有する粘土なり。現今砂防設備地となりて原料産出減退したり。黝黑色にして

粘着力強く焼けば白色に變ず耐火度高し。元治年間より明治十一年頃までは單に陶器にのみ用ゐたる原料なれど、現今にては磁器にも共用せり。主要の産地は電車停留所より瀬戸川に沿うて深川神社の前に至り、其の北側を流るゝ小流に沿うて溯る事二三町右の谷は「ホーソマン」式砂防工事の設あり。其左は即ち印所採掘所として知らるゝものを最良とす。又五位塚附近にも産出す。

右採掘法は地盤上層約四五尺を除去し、別に新工夫なく右來より一定の鑿法を用ひ居れり運搬の方法は荷車荷馬車及賃人夫等を以て各陶磁器製造業者の窯場に運搬し運輸料通計一ヶ年約一千二百圓を支拂ふと云ふ。

コバルト土 第三紀新層中の砂礫に附着して存在する暗藍色の者、當地方にて「吳須土」と稱す、陶磁器の彩色用となせり、現時砂防工事を施したる爲め其存在明ならず。されども尙宇東茨及陣屋等に少量を採出することを得べし。又別に愛知學園の前を水野村陣屋積方面に向ひ行く四五町にして右側崩壊地の礫層中にも發見せらる。此地の吳須土を以て彩色したる陶磁器は世人の甚だ珍重する處たり。

砂鐵及褐鐵礦 第三紀新層の砂礫層中より産出し共に又陶磁器着色用に供す。

方言此の砂鐵を「クロハマ」と稱し薄き褐鐵鑲層を「オニイタ」と稱せり。

三 陶磁器

瀬戸陶業の起原は史料乏しきが故に、詳細に之を知る能はず。日本後紀殘缺弘仁六年の條に正月丁丑五日山田郡今の春日井郡造瓷器生三家、人部乙磨等三人瓷器を傳習して業成り期延因て命して雜生に准じ出身を聽されたることあり。延喜式民部省の條に延喜五年朝廷毎歲尾張國より獻ずる所の瓷器の數を定めて大碗五口徑九寸五分中碗七口徑七寸小碗十口徑六寸碗二十口徑各五寸盞五口徑各四寸中擎子十口徑各五寸小擎子五口徑各四寸五分花盤十口徑各五寸五分花形壇杯十口徑各三寸瓶十口（大四口）と見え又神祇部踐祚大嘗祭の條に尾張國所造甕八口、缶五十口、管杯四十口、瓮十口、短女林三十三口、酒瓶八口、匱十六口、片杯四十口、陶白八口、飾廻八口、高盤四十口、卍十二口、都婆波十二口、酒盞十二口、酒缶八口と記し、又弘仁式に應供神御由加物所司具註所須物類預前申官八月上旬差宮内省史生造五箇之國造河内和泉一人尾張三河一人、備前一人到國先被而後造作焉と見えたり。

之によりて已に平安朝時代に尾張國の陶業の稍々見るべきものありしを推察しえらる可し、下て朝野群載太政官外記條、下官宣旨召物書式堀河天皇長治二年九月の事に、左辨官下尾張國應_レ早速進_上猿頭研二十口瓶二十口云々とあり。而して此等の陶器は果して瀬戸地方なりしか未だ遽に定む可からずと雖も、後世瀬戸、赤津の山中に古窯の發見せらるゝに徴せば當時の製瓷地も或は此附近ならんか。當時の貴族は争ひて支那舶來の陶器を賞用したるなり。これより百餘年間資料の徴すべきなし。

八十六代後堀河天皇貞應二年二月大和國諸輪庄に加藤四郎左工門景正、景正の傳別項人物條參照といふもの越前永平寺の僧道元の入宋するに隨て渡宋し、滯溜六年建窯(福建省泉州府德化府)に於て陶業を學び、安貞二年彼地の陶土を携へて歸朝し、諸國を遍歴して遂に當瀬戸に入り、土着の陶工と共に深川神社の東南に窯を開き、其素焼を検して支那より齎せる原料と優劣なきを知り、乃ち釉を施して始めて陶器を作れり。此窯を瓶子窯と稱し此器を古瀬戸と云ふ。斯くて茶壺、茶盞を作出し、又宋國齎す處の原料にて茶壺を作れり世人之を藤四郎唐物と稱す。爾來數

十年作愈巧に釉藥愈良く、更に一種の考案を廻して異體の茶壺を作れり。之を春慶といふ。蓋し春慶は景正の號にして、晩年専ら之を用ゐたればなり。

○景正の宋國に於て學びたるは唐物茶入の釉料及器物の燒方のみなり。染付燒は彼地當時勅命によりて窯を開閉したるものにして、猥に窺知すべからず。學ぶ能はざりき。

○又口剥手といふ陶器は景正入宋前のもの器物を窯に入るゝに際し之を倒置せしを以て、釉藥器口に及ばず。故にしかいふ。

景正の子藤四郎(加藤四郎左衛門景春といふ略して藤四郎とよぶ一世と同じ)父の業を繼ぎて黄色の釉を發明せり(先茶褐色釉を施し其上に黄色釉を斑に施せり。當時(文永年頃の作多くは茶壺なり)之を黄瀬戸又は真中古と云へり。尙香爐、花瓶等の作あり、一世春慶に對し藤四郎春慶朝日春慶とも云へり。三代藤四郎(又兎四郎、一説五郎永仁年間の人)美濃國金華山の土を採りて陶器を作す。之を金華山窯といふ元祖春慶の法に倣ひ茶褐色釉を用ふ中古物とも又金華山ともいふ(即ち一代は黒色、二代は黄色、三代は淺黄色の釉藥を發明したるなり)。四代藤三郎(建武年

間の人)の焼けるものを破風窯と稱す。器物の外高臺に至る間釉色足らずして山狀の地質を露出し、其形破風に似たるによる。

四世より五世に傳へ子孫連綿祖先の遺風を傳へたれど今や其正統を詳かにせず

○尾張名所圖繪に瀬戸村所々に存在せし古窯の跡をあげて、椿窯、峯出ヶ根窯、守宮窯、禪長庵窯、朝日窯、細倉窯、古瀬戸窯、三源氏窯を元祖藤四郎の窯とし。猫田窯、

南洞窯、板屋窯を二代藤四郎の窯とし、茨迫間窯、古林窯、反窯、山脇窯を三代藤四郎の窯となせり。口碑信すべきか否や、且く記して疑を存す。

下て東山時代に至り點茶の流行と共に、茶器の玩賞盛となり、當時内地の製品にして纔に茶器に用ひられしは、只此の瀬戸の陶器のみなりき。足利義政の銀閣を興し、天下の珍品を集めて、奢侈を極むるや、一般藝術は之が爲め、著く進況を呈し、瀬戸の陶器も亦多大の進況を見る、義政の臣香道茶道の達人、志野三郎右衛門宗信の如き文明年間屢々意匠を此地の工人に授けて、茶器を作らしめたり。今日志野焼といはるゝもの之なり。

○志野焼は其器肉厚く質粗にして、淡白釉を厚施し龜甲様の氷裂痕あり。描畫

褐色の草書にして花卉等を着けたる雅致あるものなり。

應仁亂後織田信長の尾張を領するに及び、大に瀬戸の陶業を保護し、瀬戸以外に窯業を営むを禁じ、工人の諸役を免除せり。永祿六年正月十日信長自ら瀬戸村附近の農工の状況を視察するに當り、偶、深川神社の奉射祭に會したりしが、群集中に銃を以て信長を狙撃せんとするものあり。神職二宮式部、里匠加藤宗大夫之を認め捕へて之を糺せば、美濃の齋藤龍興の命に依れる事を知り、乃ち之を殺して事なきを得たり。信長大に喜び神田を深川社に寄進し、村民に制札を與へ、兼ねて名家六作を定めたりき。其制札に

一、瀬戸物之事諸郷商人國中往反不可違亂事

一、當郷出合之白俵物並鹽あい物以下出入不可有違亂次當日横道商馬停止之事

一、新儀諸役郷貸所貸不可取之事

右條々違亂之輩有之者可加威敗者也仍而下知如件

永祿六年十二月

信長(黒印)

と、翌七年信長齋藤氏を滅し、天正二年令を天下に布くに至り、瀬戸陶工に左の證文

を下して、國內に専有せしめたり。

一、瀬戸物焼物釜之事如先規いたし彼於在所可燒爲他所一切釜不可相立者也

天正二年正月十一日

信長(朱印)

(此證文徳川時代、加藤市右衛門といふもの持ち傳へたりといふ)

而して窯元四十八名を制定して其權を附與し名工六名を選びて窯印を與へらる世之を稱して瀬戸の六作と稱す。

○六作の名工と其製品の窯印は左の如し。

加藤宗右衛門(春永と號す)



加藤長十



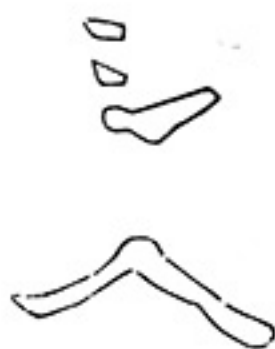
俊白(一に宗伯)



新兵衛



丁印の外取に左の印を用ひしものあり。



加藤市左衛門(春厚と號す)



加藤茂右衛門(徳庵と號す)

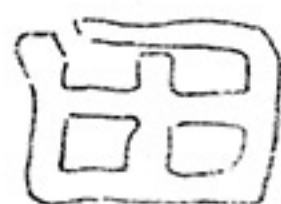


某古老の説に瀬戸六作十作の事頗る疑ふ可し、當時京都に六作十作あり。後人誤て瀬戸に混入せるかと。一説のみ。

次で、天正の頃千利休及其門人古田織部正重勝(又重能、重就、重然等に作る)等茶器を作らしむ。利休焼、織部焼といふ之なり。織部正は屢瀬戸に遊び天正十三年信長の例によりて名工十名を選び十作となし、又窯印を定む。

○十作及其窯印は

金九郎



六兵衛



元藏



治兵衛



佐助



丈八



八郎次



半七



友十



吉右衛門



○織部焼は大抵瀬戸黒第三法(此事別項参照)に等しく然れども其器一部或は半身に青緑釉を厚施し描畫は褐色の草書或は紋様を着く其作大抵粗造なれども優美にして雅致あり。工人法を傳へて今尙盛に製出し世之を愛玩す。

斯くの如く陶業は實に絶大の保護者を得て、進歩の域に入れりと雖も、當時尙干戈收まらず、戦亂相繼ぎしかば、やがて不況に陥り、或は廢業し、或は美濃、遠江、等他國に轉して窯を開く者あるに至れり。徳川の初代小堀遠江守政一此地陶器の眞價を鑑識し、之を世に推稱したりしかば、其名益著はれ、隣村赤津、品野を始めとして附近の山村盛に窯を開く。慶長五年前田利長瀬戸陶工孫市を聘して越中新川郡に茶器を作らしむ。

家康の子義直の封を尾張に受くるや、陶祖春慶の後裔をして他領に居らしむるは

策の得たるものに非ずとなし、慶長十五年其末裔加藤利右衛門、同仁兵衛の二人當時美濃國土岐郡郷之木村にありしを召喚し、赤津村に居らしめ各高十石金十兩宛を供し、課役を免して、御燒物御用を勤めしむ。萬治三年加藤太兵衛も亦召されたりき。

○京都粟田燒は實に當地の陶工三文字屋九右衛門といへる者寛永元年に京都に移住して作り始めしものなり。

尋で元和年中祖母懷の土を猥に採取することを禁じ、又金子二百兩を陶工に與へ之を捨物にして存分に燒く可しと命じ、其優秀なるべきを獎勵したり。義直又名古屋城外廓御深井丸蓮池の東北瀬戸山の西腹に窯を築き、瀬戸山の麓より瀬戸茶屋門前にかけて草屋を設け、工人の居所となし、寛永年中加藤仁兵衛、同唐三郎を此地より招き祖母塚の良工を以て陶器を作らしむ。之を御深井燒オフケヤム又は御庭燒といひ、其薪材は春日井郡より炭は領内の榎の濫伐を禁じて之を用ゐしめたり。

○此の御深井燒は多く古瀬戸の法に倣ひ、頗る高尚の作なり、一種世に御深井釉と稱するもの、其釉法瀬戸青磁或は水青磁に類したるものなり。

二代光友又好みて諸器を製作せしむ。萬治二年明人陳元賛國亂を避けて肥前長崎に渡り歸化して後名古屋に來り、瀬戸より原料土を取り、此の御深井窯にて陶器を燒き舶來の安南を模し往々自ら書畫を加ふ後世我陶工其作を模せり。之れ元賛燒と稱するものなり。

○一説に御深井窯は元賛をして創始せしめたりと、賛自ら作る所の器には左の如き印をなせしといふ。

陳芝
造
元賛
芝
山
芝
山

御深井窯は一時中絶の姿なりしが尾張侯十世齊朝の文政七年、瀬戸の人加藤唐左衛門に命じて之を修復せしめて佳品を得、翌八年又數十器を作り酒肴及金若干を賜はりたり。十二世齊莊の天保年中又此所に燒かしむ。其後文久慶應の頃赤津陶工春岱二三回來りて燒きたる事ありしが、遂に廢絶に歸せり。

斯の如く藩制時代に於ける尾州家の瀬戸陶業の保護は瀬戸、赤津、品野、三ヶ村の窯

場、職場、共に除地となし、寛元の困窮せるものは藩より資金を貸與し、又用木を下附し、陶祖の末裔以外の者に猥に其業を営むを禁じて、世襲業となし、永代轆轤一挺の制度を立てたり。

○此制弛み争利の結果粗製濫造を致しき。

享保の初に至り更に一家一人の制を設けて二男以下の其職に就くを得ざらしめたりき。然るに享和元年三月藩士津金文左衛門胤臣（當時熱田奉行賢良硬直の士也）故を以て陶祖の末裔加藤吉左衛門景遠及其次男民吉別項人物條參照の二人に南京染付磁器の法を傳へたるが民吉苦心經營其法を習得し先試焼として青華磁依形の茶碗三個を作り之を胤臣並に當時尾州の所轄たる瀬戸御藏元と稱する瀬戸物問屋山田與助、吉田眞助に贈れり。其作優美好尙にして頗る珍とすべかりしかば、胤臣大に喜び即ち九月熱田新田に窯を築き民吉父子をして其業に従事せしめたり。時に瀬戸庄屋兼陶器取締加藤唐左衛門高景之を聞き、同年十月自ら胤臣の邸に來り陳情して瀬戸陶業の一人世襲なるを解き新製焼を以て二男以下の職とせん事を乞ふ、隣村水野村代官水野權平の助力を得て、時の尾州藩老志水甲斐守に哀訴し、茲に

漸く戸主專業制の解放となり、同年十一月製磁業を創むるを得たり。當時陶業より磁業に轉じたるもの實に加藤忠治、同藤七、同重吉、同直右衛門、同卯兵衛、同勘六、同仁兵衛、同治兵衛、同久米八、同富右衛門、同惣助、同彦七、同富藏、同孫左衛門の十四名なりき。

○一書に久米八を除きて十三名なりとあり。

後民吉は尙進んで製磁の法を究めんと欲し、同業者間に謀り、遂に享和四年二月肥前地方に赴き苦心慘憺、審に彼地の磁法を究め、四年の後文化四年六月瀬戸に歸り爾來普く其法を傳へ、窯式を改良せり。今丸窯と稱するもの之なり。藩主齊朝大に之を嘉賞し、同年七月上繪藥及酒肴料を賜へり。之より磁器即染付焼を新製と稱し舊來の陶器を本業と稱す。而して民吉父子には永代苗字帶刀を許し大に其業を保護せり。是に於て窯業者相競うて其技を研ぎ、年々新製に轉ずる者多く、文化四年より文政三年に至る十四年間に、舊來の本業より新製の磁業に轉ぜし者九十餘家に及び隣村赤津品野にも亦傳流したり。

殊に川本治兵衛の如き名工出で、其門下又川本伊六、加藤新七等の良工を出し技益

益巧を極めたり。斯くて文化八年には原料搜索の爲め唐左衛門を三河及上下半田川に遣はし石粉水車の設立を許可し其春製を奨励し、同十年には釉薬に用ゐる礬灰の輸入を防がん爲め、礬木の苗を瀬戸に下して其繁殖を圖り、文化十一年には新製焼に用ゐる千倉白石の初め鍋屋上野にて採掘せるもの、其石質不良の爲め、三河細野村の良品を鹽を以て交易せしめたり。

又他國輸出の希望の爲め其尾張製なるを知らしめんとて勘定奉行より

の木印を下附して用ゐたり。

○文化六年に尾州家より下賜の本印は



同勘定奉行より下附の印は



○山陶屋兼助素雪翁の談(明治三十年十月)に明治初年まで瀬戸にて陶祖の裔として特別の待遇を受け苗字帶刀を許されし者二十四戸内窯業者十六戸其他は深川神社々司なり。其窯業者十六戸とは清助、清三郎、清吉、市左衛門、今儀十といふ吉右衛門、孫九郎、孫十、孫兵衛、八百吉、重右衛門、唐左衛門、民吉、武右衛門、勇

治興作、彌藤(一)に八藏に作るなり。

斯くの如く藩制時代には、瀬戸の陶業は全く藩の保護によりて立ち、藩は國産品として私の賣買を禁じ藏所と云ふ倉庫數棟(今町役場及陶磁器陳列館所在地)を設けて其製品を貯藏せしめ、本業取締役、染付取締役兩名を命じて、管理せしめ、其製品は必ず之を名古屋の藏元商人に廻送せしめ、其代金を藩より交付せられたり。藏元商人も亦瀬戸物、染付焼の二種に分れ各數名あり。(一説十二戸)皆名古屋市内に住し又江戸にも藏元一名を置けり。藏元は專賣の特權を賦與せらるゝが之を販賣して瀬戸物益金と稱し其利益の一部を藩に上納すると共に、藩命によりて陶業者の便宜を計らざる可からざる責任ありき。

又陶磁器に用ゐる呉須は瀬戸にて製せられし以外藩は幕府の長崎奉行に託して長崎の商人數名を呉須用達に選定し、支那製の呉須を藏元に買入れしめ、之を瀬戸陶工の需に應じて賣り又は取締役の保證によりて貸賣し、期を分ちて代を支拂はしめたり。

瀬戸物商の株式は天保四年に制定せられ株式を有せざる者の販賣を禁じ、天保十

三年諸株一統を廢して自由賣買を許したる時にも、尙特別例として之を廢せざりき。弘化三年株式の專賣紊亂せるを以て更に嚴しく密賣を禁じたり。安政年間三井物産會社の紹介によりて密に米國向器物數百點を製作し輸送せり。之れ海外輸出の嚆矢なるが明治維新に際し、陶業取締解除に遇ひ明治八年横濱神戸の各商店より米國向コーヒー茶碗等の註文を受くるに至れり。

民吉後の名工川本治兵衛につぎて、加藤五助あり。其名海外に聞ゆるに至れり。天保の頃加藤市右衛門棚板の製法を發明し之を瀬戸窯に應用するに至れり。明治の初年加藤繁十、小窯の前頂部の火吹孔中央一個なりしを三個にして火焰の流通を良くし、窯の失敗を少なからしめ、同五年埃國博覽會に出品の際服部杏圃此地に來り西洋顔料を使用して食器を製作せしめ、明治八年加藤友太郎川本富太郎石膏型の製法を加藤五助、川本樹吉に傳へ、現時の如く石膏の應用を見るに至れり。支那輸出品は明治十八年の頃井上延年創めて製出し又新山（シンザン）と稱する半陶半磁の製品は加藤松太郎之を發明せり。實に王政維新後、藩の保護を離れたれども却て自由活動の機を得て、此地の窯業は逐年盛況に向ひ明治四年瀧藤萬次郎といふ者

此地に來り瀬戸物商社を起し、同七年東京に支店を開き取引の便を設け、同十四年之を横濱に移し、外國貿易の便を圖れり。明治五年には瀧藤の手により佛國人某來瀬して陶磁器數點を購入し、同十一年巴里萬國博覽會に出品して聲價を博せり。十六年參考陳列館を建築し、古今の製品を陳列して斯業者の參考に資し、同二十八年には町立陶器學校の設立を見、北村彌一郎來りて長となり學理の應用を授け、森村組陶土精製所の設立により輸出向白素地の改良を見續ひて各所に新式土澆場原料調製所の設立あり、今又御大典記念陶磁器研究所の設置の如きは其改良進歩の一端なり。機械應用は從來の手轆轤に調帶を付し電力により廻轉せしめしが、大正年度に至り追次洋式轆轤の据付を見るに至れり。

瀬戸陶磁器試驗場石炭窯(安戸にあり)は明治三十四年農商務省の補助を得て創立せるもの、石炭を使用し燃料改革の一端を開き、爾來松村八次郎の研究になる石炭窯を各所に築造し燃料の經濟を計り、燒成度數を多くし、大正二年夏頃より上繪付窯に、市販の瓦斯燃料を使用し始むるなど、瀬戸の陶業は年々發達して停止する處なく、特に亞米利加向貿易品の如き販路擴張し現在の製作にては十分なる能はず。

森村組に於て近年素地調製所を泰西の式によりて設立するに至れり。支那貿易も亦非常の盛況にして洞の斯業者の如き全部殆んど之に従事せるが如き状況にあり。三十七八年戦役後二三年間は殊に活況を呈したり大正三年七月より歐州戦亂の爲一時不況に陥しが我軍南洋占領後同方面に需用増加しゴム受用器コヒ具肉皿玩具等輸出盛大を來せり。

産額 藩制時代の領内陶器の産額は之を詳にせず寛政四年の見積によれば總額二萬兩其中九割は他領に出でたり文政二年の歳計瀬戸物益金は冥加金共に二十萬兩に上り又藩自ら瀬戸の陶土をして造らしめ之を江戸に賣りて其價一萬一千六百兩を得たりといふ。後陶器の産額は次の如く大に發達したり。

嘉永二年

二九六兩

三年

四〇四

四年

五一九

五年

七八二

六年

七六〇

安政元年

不明

二年

不明

三年

九三三

四年

八四五

明治時代に入りては産額逐年増加せり。今最近明治四十二年より大正二年までの産額を示せば左の如し。

明治四十二年

二〇四九七二〇^門

同 四十三年

二三七三二〇〇^萬

同 四十四年

二五八四一〇〇^萬

同 四十五年

三一二一五〇〇^萬

大正二年

二六五二二一一^萬
輸出 一八二、一一〇^門
内地 八四、一一一

窯數 古今其起伏を異にし一定の數を擧ぐる能はず。古き處にては

瓶子 窯

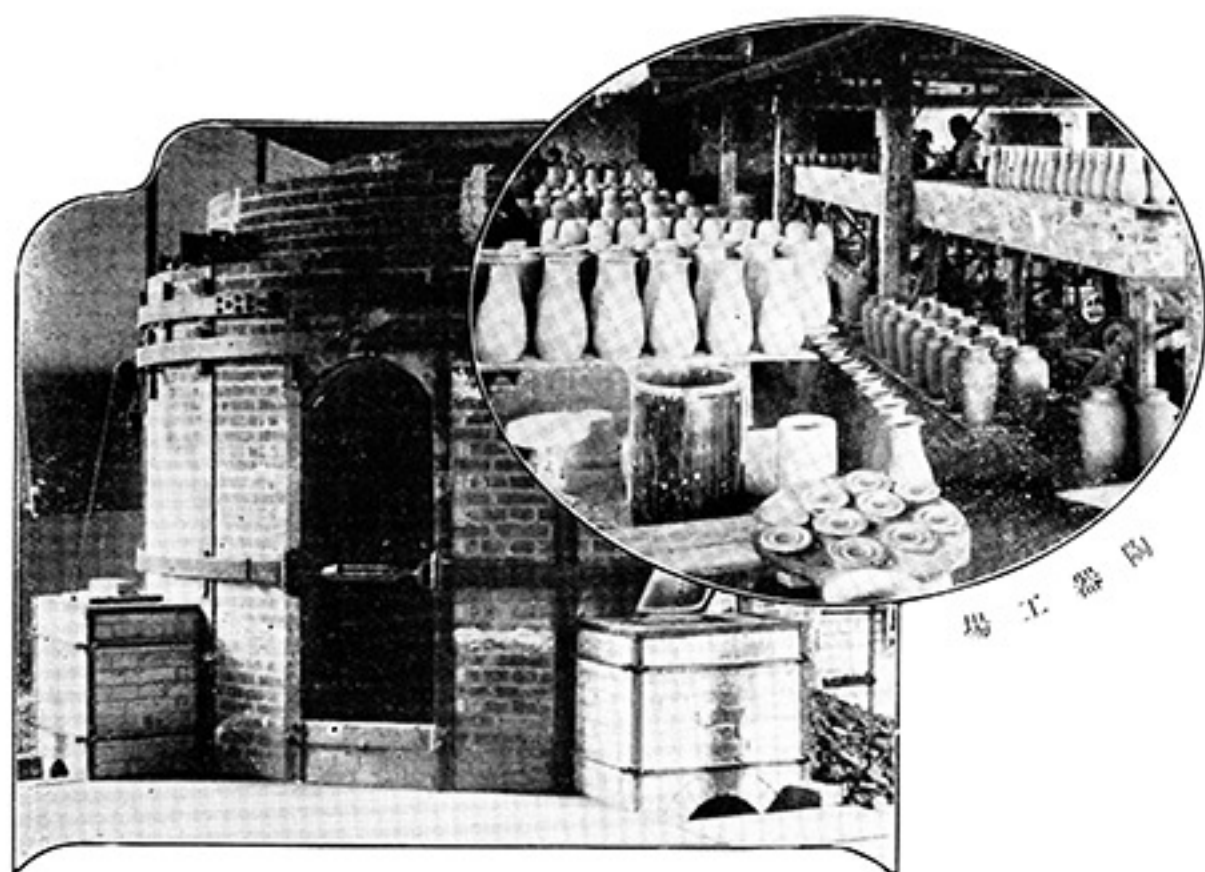
藤四郎唐物を焼くと言傳ふ。

祖母懷窯

上作うばがふところといふ。



窯 登 器 陶



場 工 器 陶

窯 炭 石

赤津窯

赤津にあり上作

信濃窯

信濃と美濃との境なり上作。

妻木窯

所の名上作

大萱窯

同上

落合窯

同上

鳴海窯

同上中作

觸瀬ツルノ

下作

大平窯

下作

伊勢窯

伊勢の境

大窯

無類の出来世の重寶たり殿様窯といふ

右十二所の窯は之皆瀬戸にあるにあらず。尾張美濃兩國のものなり。寶曆二年藩の尾州府志に瀬戸所在のものは

馬ヶ城、椿、小尾嶺、萱原、保天嶺、大缺、松留、守居、板屋、山野洞

右十窯在瀬戸山中今存數一とあり。文政年中尾州藩士の手記せる覺書には、

朝日、椿、高原、禪長庵、源次、カニコ、古瀬戸、高塚、目細、大缺洞、馬城、四ッ辻、葛籬、板屋、鐵瓶、山犬ヶ洞、返、山脇、猫目、南ヶ洞、オサ田、洞山、古林、保手、印所、畔地、細倉、白地

とあり所在は今不明なり。明治十一年縣の調査によれば瀬戸の窯數は

圓 窯 北^三三十七、南^三三、郷^二十、計五十

古 窯 南^二六十八、郷^二二十二、洞^二九十、計百八十

本業窯 六十三

計 二百九十三

降て明治四十一年三月調にては

圓 窯 十八

古 窯 百五十三

本業窯 二十四

素燒窯 二百〇一

錦 窯 五十八

計 四百五十四

最近大正三年四月現在に於て、左の如し。

圓 窯 二十登

古 窯 九十八登

本業窯 八登

石炭窯 九十五基

計 二百二十一(素燒窯、錦窯は數に入らず)

原料 瀬戸に於ける磁器原料としては、粘土、長石、石粉、珪石(ギヤマン)及石灰石等を使用せり。粘土は蛙目土、木節土を主要なるものとす。共に粘性強く耐火度高し。前者は山口村産及町五位塚産を用ひ、後者は印所産を第一とす。長石、珪石は三河國加茂郡の各村より産出するものを使用し、石灰石は美濃國可兒郡廿原村産の者を使用せり。是等は各産地に於て水車にて粉碎し輸入し來るなり。其他本業燒原料、窯道具原料、築窯材料等數種あり。何れも町及其附近より産出するものを使用せり。磁器原料は何れも水簸して泥漿狀となし、容量によりて調合す。而して

窯内温度の高低に適應せしむる爲め、其調合に強弱の別あり。

(一) 圓窯にて焼成するもの、 泥漿調合

印所木節土	八升
素地五位塚蛙目土	二升

長石	六升
----	----

釉藥	長石	六 ^強 升	七 ^中 升五合	八 ^弱 升五合
蛙石	四升	二升五合	一升五合	

石灰石	七合	一升	一升
-----	----	----	----

(二) 古窯にて焼成のもの、

素地	山口蛙目土	一 ^強 斗	一 ^中 斗	一 ^弱 斗
長石	一斗四升	一斗八升	二斗一升	

釉藥	長石	六升五合	七升	八升
硅石	三升五合	三升	二升	

石灰石	六合	九合	一升四合
-----	----	----	------

(圓窯は窯内温度の差小なる故素地一種にて足るなり)

素地土の調合は、従前は當業者各自にて行ひたりしが、前年來森村組に於て攪拌器、壓搾機、精煉機等を据付けたる素地土調製場を設け、組合員に供給せるあり。又其後産業組合に於ても素地土調製場を設け當業者に供給せるありて、製造組織將に一變せんとする趨勢にあり。

製作器物の種類及其造形 瀬戸にて製作せらるゝ陶磁器は大別して内地向、歐米向、支那南洋向及電氣物となし、内地向には、内地食器、裝飾器、置物及水盤等、裝飾敷瓦、玩具、家具及園藝用具等、歐米向は食器、裝飾器、玩具、支那南洋向は食器、家具、玩具、裝飾園藝用具等とす、其中歐米向は重に白素地即ち半製品として之を名古屋に送り、名古屋に於て完成せり。

器物の造形は手轆轤及石膏型並び行はる。石膏型は素地土を薄片としたるものを張附けて綴合する處の撫出法を主として鑄込法は稀なり。

窯 窯は在來の半連續式薪柴用登窯の外に近時石炭用單獨窯の築造少なからず。蓋し薪柴の缺乏より石炭の使用を餘儀なくせしめたと、農商務省が先年補助金

を交附して倒焰式圓形窯を築き石炭焼成の範を示したるとによる。されども製品の大半は尙古來よりの登窯に於て焼成せらる。而して瀬戸の登窯には圓窯、**古**窯、本業窯の三種あり。本業窯は所謂本業焼陶器の焼成に使用せられ、圓窯、右窯は磁器焼成に使用せらる。其數は之を前項に記せり。窯詰の法は棚積、匣鉢積を並用せり。

現時尙藩制時代の餘勢を受け個人經營をなし、資本を合同して、大規模の製造に従事するものなく、従て一手に海外の注文を引受くるが如きは尙不可能の狀態にあり。將來は時勢の推移によりて、或は合資協同の機運に向はんか。今製造家中知名のものは組合員加藤伍助、加藤奎左衛門、加藤紋右衛門、川本惣吉、伊藤四郎左衛門等なり。

職工數は、常に出入消長ありて、定數を擧ぐる能はざれ共、最近大正四年一月調、男工千三百十人、女工三百五十人、小僧二百三十六人、其他副業として家庭に於て型起し繪付等に従事するもの多し。賃金は、大凡月二回拂(十五日及三十日)にして、男工は一日四五十錢より一圓内外に、女工は二十錢内外より四十錢位とす。之れ注文の



館 列 陳 器 磁 陶



店 支 戶 瀨 行 銀 牧 小



行 銀 戶 瀨

多少と工賃時間によらずして、製作個數によるものの多きを以て賃金一定せず。

四 商業

瀬戸の地由來工業を以て立ち、住民の過半は之によつて衣食するが故に、商業としては見る可き者少なく、陶磁器も問屋を主なるものとす。茲に銀行、會社、市場、陳列館等につき其概要を示さん。

現今會社組織をなせるもの銀行及劇場の株式會社四、資本金七十五萬二千五百圓、陶磁器製土の合資會社七、資本金七萬六千圓、製土合名會社一、資本金三千七百五十圓なり。

株式會社瀬戸銀行 北新谷にあり明治廿九年八月一日設立、資本總額二十萬圓、拂込済額十八萬圓、積立金五萬五百圓、社債現在額壹萬壹千三百〇五圓、一般普通銀行業務兼貯蓄に従ふ又縣支金庫たり。

瀬戸金融株式會社 町南新谷字宮川町にあり。明治四十四年十一月二十九日設立、資本總額五萬圓、拂込済額貳萬圓、積立金五百圓、金錢貸付を業務となす。

株式會社小牧銀行瀬戸支店 町南新谷にあり。明治四十一年七月一日設立、資本金百萬圓なる小牧町所在の小牧銀行の支店として普通一般の銀行業に従事せり。合名瀬戸陶土生産組合 町字池田にあり明治四十二年三月設立資本金壹萬三千五百圓全額拂込濟積立金貳千〇八拾六圓、陶土製造を業とす。

合資會社瀬榮組 町北新谷にあり明治二十九年十月一日設立資本總額參萬一千五百圓、全額拂込濟積立金壹萬六千圓陶磁器卸賣を業とす。

愛磁合資會社 町字郷にあり。明治廿九年十二月一日設立資本總額參萬圓、全額拂込濟積立金參千五百二十二圓拾九錢、陶磁器卸賣を業とす。

水野粘土合資會社 町北新谷にあり。明治三十三年十二月十七日設立、資本總額貳萬壹千二百圓、全額拂込濟積立金壹千八百七拾圓、製陶用薪炭及粘土販賣を業とす。

瀬戸市場株式會社 町字山脇にあり、明治四十五年二月設立資本總額壹萬圓、拂込額二千五百圓、青物市場にして毎朝町に供給する青物の販賣をなせり。

陶磁器陳列館 明治十五年の頃町の製陶磁業者相集まり研鑽考究以て斯業の改

良進歩を謀らん爲め、開館設立を縣に出願せり。國貞縣令大に此舉を賛し壹千五百圓の補助費を下附せられ又東本願寺大谷光勝氏より五百圓有志者の寄附金參千圓ありて、明治十五年、地を宇藏所に相し明治十六年一月起工、同年九月三十日竣成し舜陶館と命名し階下に町並に品野赤津兩村の製品を陳列して公衆の縦覧に供し、兼ねて販賣をなし、階上に内外古今の珍品を列ね斯業家の參考に資し、又考究室に充てたりしが、時勢の進運は漸次其狭小なるを告げ、乃ち大正三年に至り舜陶館に東隣して壯麗なる洋風の建築を起し同年六月三十日工成るや、直に新館内に製品を陳列し、舊舜陶館に參考品を置き、同業組合事務所を設け、斯業の便宜を計り又毎春此所に製品競技會圖案會等を開催して専ら陶磁業の發展を圖り成績大に見るべきものあり。舜陶館の建坪總數百八坪五合階上四十二坪八合新築陶磁器陳列館の建坪總數五十坪(階上五十坪)建築費七千圓外に外柵費裝飾費として三千五百圓を支出せり。

瀬戸陶磁工商同業組合 東春日井郡一圓及愛知郡の一部に存在する陶磁器工商の組合にして、明治三十二年十二月設立を許可せられ、組合の規約を定め、粗製濫造

の弊害を矯正し、同業者の利益を保持せんとす。明治三十四年度以降縣より石炭試験窯事業に對し毎年八百圓の補助を受く、事務所を町の舜陶館内に置き現時組合員七百人内瀬戸五百〇二人加藤光太郎多年其組合長として功績あり。

有限責任瀬戸陶磁器生産販賣組合 明治四十年十月當町及赤津、品野二ヶ村を組合區域とし、明治四十年十月設立の許可を得たり。陶磁器石炭焼改良窯を築造し且其必要なる器具物品等を備へ、之を組合員に使用せしむるを目的とす。事務所を前記舜陶館内に置き出資一口の金額貳拾五圓とす。組長加藤光太郎なり。

名古屋電燈株式會社出張所 當會社のまだ三河電力株式會社たりし明治三十五年九月十日始めて町に電燈の點火を見たり。明治四十年六月一日名古屋電燈會社に合併してより同出張所を町藤原町に設け現時各工場動力にも使用す大正四年一月中の使用キロワットは燈火最大二、一八〇キロワット最小一、四二〇キロワット、平均一、六四一キロワット、動力最大一、四五〇キロワット、最小五四〇キロワット、平均九八七キロワットなり。

名古屋瓦斯株式會社出張所 大正元年十一月一日始めて町に點火使用せり。出

張所を北新谷新道に設け、瓦斯タンクを宇山脇に設く。貯蓄量二萬立方、一日送出量平均一萬三千立方尺なり。

合資會社陶器原料貯蓄場 明治三十六年五月創立資本額九千圓字茨にあり。

瀬戸陶料合資會社 大正元年十二月創立、出資額七千圓字藥師にあり。

瀬戸演劇株式會社 明治二十八年四月創立出資額二千五百圓、南新谷なる榮座とれなり。

大正館 大正二年八月創立資本金壹萬圓拂込額五千圓末廣町にあり演藝の貸貸を業となす。

第六章 交通

本町古來より陶磁器を以て名を海内に著はし、殊に封建時代藩の保護を受けて其製品は全部之を名古屋に送りしが故、町と名古屋との交通は日々頻繁なりし事は尾張名所圖繪に「陶器の相絶ゆる事なく日々の運送は車馬或は歩にて荷ひ出すに府下まで六里が程朝より夕に至り引もきらず」云々とあるにても察すべし。維新後益々往來運輸の複雑となるに従ひ乗合馬車、電車等の設備をなし其利便を圖るに至れり。

一 道路

瀬戸街道 本線路は本町より名古屋市に達するものにして、既設の道路幅員一ならず迂曲凸凹甚だしく、爲に運輸上の不便を極むるを以て、町を始め沿道人民相謀り其工費を募り、改修起行を請願せり。時の縣令國貞廉平、吏を遣はし工事を計畫監督せしめ、明治十八年八月工事に着手同年同月竣工せり。町より起り東春日井

郡八白村大字會村に達する、長程二千六百四間幅十八尺とす。今二等縣道として多少の變更を見たり。其概要は

目 的

起 點

分岐點

終 點

經過地名

自名古屋至瀬戸

西春日井郡
六郷村

六郷村大字大曾
根に於て下た街
道より分岐す

瀬戸町

六郷村、守山町
旭村、水野村、
瀬戸町

延長 四里二丁三十間

明治二十七年二月縣令等十三號を以て道路線中(郡道)に追加せられしもの左の如し(同年四月一日より實施)

一、東春日井郡瀬戸町より愛知郡幡山村菱野、本地、東春日井郡旭村大字稻葉、守山町、猪子石村大字猪子石鍋屋上野村を経て名古屋市古出来町にて重要道路に連續し名古屋停車場に至るもの、
其他、中馬街道、舉母街道、飯田街道、南街道の郡道と、赤津道、水野道、今坂道の里道を重要なるものとして尙廿九線あり。

二 電氣鐵道(瀬戸電氣鐵道株式會社)

町の發展と運輸交通の頻繁とは從來の荷馬車及徒歩を以て満足する能はず。明治三十五年三月町の有志者によりて交通機關の新設備を計企し、本町より大曾根迄第一期線を敷設し、官鐵中央線大曾根驛の設置を出願し、連絡輸送を行ひ、第二期線として、大曾根名古屋市堀川間に敷設し、海路の便を計らんとし、資本金二十三萬圓を株式四千六百株に分ち同月十七日瀬戸自働鐵道株式會社の創立を見たり。之れ現電氣鐵道會社の前身なり。明治三十七年一月二十四日起工式を舉げ、同三十八年四月二日瀬戸矢田間の運轉を同三十九年一月十七日大曾根瀬戸間の輸送を開始し同年十二月二十八日瀬戸電氣鐵道株式會社と變更し、同四十年三月十七日電氣動力の運輸開始を見たり。同四十四年十月九日大曾根堀川間の運輸を開始、大正元年十二月十二日官設鐵道院と連帶運輸を開始し、以て今日に及べり。資本金額に於ても創立當時貳拾參萬圓なりしが、明治四十二年六月四拾六萬圓に増資し、更に大正二年五月壹百萬圓に増資せり。現拂込額は四拾六萬圓なりとす。社長加藤奎左衛門、常務取締役水野鋼太郎支配人荻須健次郎にして、運轉區域内行程は自大曾根至瀬戸拾哩六鎖、自大曾根至堀川貳哩七拾九鎖、計拾貳哩八拾五鎖、今大

正元年現在開始以來の乗客數並賃金等を擧ぐれば左の如し。

年次	乗客人員	乗車賃金	貨物賃金	賃金合計
明治三十八年	二九、六二三	六、二二六 ^月	一、一三六 ^月	七、二六三 ^月
同 三十九年	七九、〇一九	一八、二二四	三、二三四	二一、四四八
同 四十年	一三四、四一六	三二、五九八	四、七三三	三六、三三〇
同 四十一年	一四三、〇三一	三四、〇〇一	四、九一五	三八、九一六
同 四十二年	一二七、三四五	三三、四七三	五、七五〇	三九、二二三
同 四十三年	一五三、三五九	四三、二二〇	九、〇三九	五一、一五九
同 四十四年	二九七、五七三	五一、一三三	一一、六〇四	六三、七三六
大正元年	七三五、八五一	七九、〇三三	一五、五五九	九四、五九三
同 二年	九六七、三三一	九七、二〇九	二七、〇九四	一二四、三〇三
同 三年	一〇六六、〇五八	一一〇、四二一	二九、四八一	一三九、八九三
客車數	一四、(明治四十四年度現在)			
貨車數	一五、(同上)			

運轉回数は創立當時は一日八回なりしが、現時毎日午前六時より午後九時まで約三十分毎に運轉しつゝあり。

三 馬車會社及其他

瀬戸、名古屋間は電車の便あれども、瀬戸より品野村、及水野村に至る交通には其便なき爲め舊來の乗合馬車ありて往復の客に便せり。瀬戸品野間に五臺、瀬戸水野字入尾鹿乗橋間に二臺の設あり、又別に護謨輪人力車六輛ありて附近往復の便に備へたり。貨物輸送は電車以外尙荷馬車、及飛脚便盛に使用せらる。

四 通信機關

明治七年一月官民往復の公書を郵便に託すべき心得方六ヶ條を縣より達せられ同年六月第五十號を以て當瀬戸町(當時村)に郵便役所を新設せられ、同月十日より官費を以て毎日往復せしめらるゝに付、人民私用の信書は勿論諸願伺届の類態々縣廳へ持參に及ばず、郵便を以て差出すべき旨達せられ、始めて郵便事務の開始を



渚戸郵便局と記念碑



参考館と陶磁工商組合事務所

見たり。明治八年一月郵便役所を郵便局と改稱せられ、同九年三月十二日郵便爲替取扱内地を開始し、尋で同十二年四月十五日貯金事務、同二十五年七月十日外國爲替金取扱、翌二十六年七月一日小包郵便事務を、同三十年十一月一日和文電信取扱を開始し、瀬戸郵便電信局と改稱せられ、同四十二年二月一日電話通信事務を大正三年四月一日より電話交換業務を開き、今や通信機關はほゞ完成を見るに至れり。伊藤茂三郎、加藤錦吾、加藤仙太郎を経て明治三十五年七月二十二日川本惣吉局長に就任、以て今日に及べり。局は元、南新谷の東隅にありしが、大正三年六月町の中央記念碑傍に移轉、普通郵便は一日四回の集配をなし、町を基として近隣八ヶ村の附屬郵便配達をなす。近時品野村別に郵便局の新設あり。

第七章 社寺附教會及國寶

本町の地たる古く式内として深川神社あり。寺院として藩時代に修驗泰澄院あり、寶泉寺あり。明治に至り榮國寺の創建及本願寺説教所の設あり。基督教會に永泉教會あり。其他町民間に山神社、靈神社、秋葉神社、津島神社等の勸請あり。町の小字七十七島殆んど皆尺餘の官社を安置せるものは津島神社の勸請なりとす。

一 神社

深川神社 字池田にあり、もと八王子社と稱す。祭神天忍穗耳尊、天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野椋樟日命、田岐里姬命、湍津姬命、市杵島姬命の五男三女神なり。社記に寶龜二年(四十九代光仁天皇御宇)勸請申傳候とあれど、創立詳かならず、延喜式神名帳に従三位深川天神、又集説に従三位深川神社天神下一本本作正四位瀬戸村八王子是也とあり。神官二宮家系に慶長元年丙申年森林中より火を發し焼失し。五月再築現在の地に移し、舊跡を東屋敷と稱せり。造替の事は尾張志に慶長元年

五月、元和九年二月、正保四年九月、延寶二年八月、元祿元年十月、同十四年九月、遷官云々とあり。明治五年五月郷社に列す、境内二千五百四十四坪、末社として陶産社、神明社、白山社、八幡社、秋葉社、市杵島社あり。陶産社は陶祖を祭る、又市杵島社は大正三年十二月一日官幣大社、伏見稻荷の神靈を勧請せり。又無格社、窯神社あり、磁器の祖加藤民吉の靈を祀れり。祭日十月十五日にして、献馬の神事を行ふ。寶物大半慶長年間の祝融に遭ひて烏有に歸し、今は梵鐘一箇及陶祖作の狛犬のみ残有す。其狛犬も一對ありしが、中世其雌犬を失ひ、所在不明なり、今存する雄犬も足折れて形完からず。享保年間民吉といふもの春慶の手製を模して、又神前に備へたり。大正二年四月十四日原雄犬は國寶に指定せらる。鐘は高さ二尺五寸、徑一尺七寸、銘に曰く、娑婆世界南瞻部外大日本國尾張山田郡内瀬戸村伊勢天照大神白山妙理權現八王子鐘也、願以此功德普及於一切、我等與衆生皆共成佛道、永享十年戊午十一月吉日、大檀那瑞龍集博願主敬白とあり。蓋し兩部となりて、寺塔附屬し鐘樓もありしなり。陶祖四郎左衛門曾て此社に祈りて、祖母懷の土を得、神德に感じて、狛犬一對を燒きて奉納せりと傳ふるもの、即ち前述の國寶となりしものなり。永祿年

間織田信長の今川義元を討ち歸りて此地に來り放鷹の遊をなして社に詣したる際、齋藤龍興の臣、信長を刺さんとしたりしが、當時社司守弘式部大夫竊に之を信長に告げ事なきを得たり。信長大に喜び七十五石を供米としたりと傳ふ。拜殿の東に古墳あり由緒詳ならず。俗に圓塚といふ。近年迄周圍に乾壕ありしが今は埋立したため舊觀を存せず。陶祖のものにあらざる事は明にして其以前當地方の豪族が古墳なるべしといふ。

二 寺院

寶泉寺 字洞にあり。曹洞宗白坂雲興寺赤津村にあり末にして慶長四年三月、瀬戸村八王子明神別當職僧徹道の開創にして、靈水山神宮寺と稱し、正保四年二月僧興南再建して大昌山寶泉寺と改稱す。開山は華嚴層雲中興の開基は古柏萬庭和尚なり。本尊は地藏願王菩薩、又本堂内に岩屋藥師如來座像(丈尺二寸)あり。之れ元神宮寺の本尊にして行基作と傳ふ。此像産土神の西に觀音山(今其跡なし)といふありて、もと此所にありしが、境内の檜山より出火して堂宇炎上せし故、後此寺に

移すと言ひ傳ふ。尼張名所圖會に藤四郎本像又位牌ありとあれど、今明ならず。現住職は大野園山といひ十五世なり。

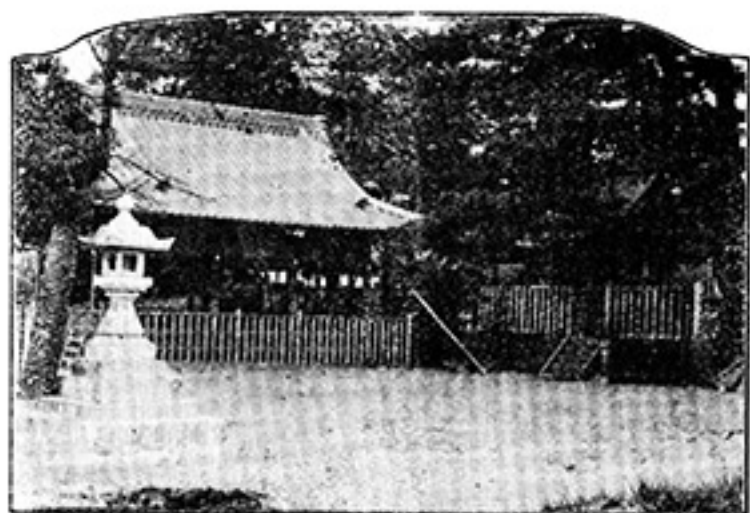
榮國寺 宇南新谷にあり。當町寶泉寺末の尼寺にして天正元年八月常濟大師十四世の法孫角天和尚創立の道場なりし所、明治四十三年十月寶泉寺大野園山並に水野常倫尼等發願し、靜國縣田方郡網代村より此地に移して再興せり。伊藤茂三郎、加藤周兵衛、同春光、増田八十治、佐久間又治郎、加藤五助外六名之れが開基たり。本尊は地藏願王菩薩、現住職は水野泰倫尼なり。尼寺として今や縣下有、數のものたり。

三 教會

永泉教會 宇藤原町にあり。明治十五年傳道師阪野喜一此地に基督教説教を開始し、同二十二年講義所を設立し、同三十四年五月現今の會堂建設を見るに至る。信仰の系統上日本基督教會に屬す。現牧者は太田耕一なり。

四 國 寶

大正二年四月十四日甲種四等美術工藝として、深川神社所有、陶祖春慶翁の作と稱する陶製狛犬一軀國寶に指定せらる。



深川神社



大昌山寶泉寺



浜戸電車站停留所

第八章 舊蹟、名勝

本町に於て舊蹟名勝として、數ふ可きもの二三あるのみ。

一 舊蹟

加藤春慶墓及陶碑 字刻田瀬戸公園山上(舊庚申山と稱し慶應二年藤四郎山と改稱す)にある五輪塔即ち是なりといふ。此墓側に近く陶製六角形の靈碑あり。慶應二年加藤景登(俗名清助)が發起にて此地に起窯して製作したる陶製高丈餘一點の疵なく成就せりと傳ふ。碑文は當時藩明倫堂督學阿部伯孝の接する所、町に於て其保存に力む。其撰文に曰く、

陶祖姓藤原名景正稱加藤四郎左衛門別號春慶又曰俊慶追稱曰陶祖其王父曰橘知貞大和諸輪莊道陰村人也知貞生元安元安生陶祖元安有罪謫備前松等尾母平民山城深草人道風之女也陶祖幼時喜埏埴造土器恒恨其巧不如殊邦有往學之志既長仕大納言久我通親叙五位諸大夫遂從通親之第二子僧道元入宋時適彼嘉定

十六年也留學者凡六年而歸卸帆於肥後川尻乃以所齎歸土造小壺三具於船上呈副帥北條時賴與道元後海內傳以爲奇珍陶祖歸時年廿六因省父於謫所遂留陶焉尋侍母於深草無幾何母沒乃試陶於京畿及傍近諸州又試之於本州知多愛知二郡皆不可遂來本州山田郡瀬戸村觀祖母懷之地而奇之曰地勢向陽山高水清其土質亦與所齎歸者無異遂開業於斯終身不復地徙云或曰陶祖祖母得佳土於瀬戸雨池洞懷之以歸謂之祖母懷一日祖母懷陶祖所以祈瀬戸村神社深川神夢得也瀬戸村古隸山田郡今并之春日井郡蓋上世宜陶地也按日本後紀延喜式和名鈔朝野群載等書當時朝廷徵瓷器於本州必於斯郡降及陶祖亦聞知既往之事跡故易爲功云陶祖宅址曰中島在瀬戸村深川神社東邊田圃中樹杉一株以爲誌又其北有稱禪長庵三地傳陶祖晚年委家事於其男陶祖於庵妻於宅地各自卜築以爲終焉之地陶祖沒年諸書無所考墓曰五位塚在村左古窯稱馬城地今其手造把握者不被遺於本土但村社籠鎮獅子一雙傳以爲其手造也亦亡其偏村民性藤者皆其裔也共立其祠曰陶彦社又名窯神例祭以三八月十九日三月戲獅八月走馬子藤五郎孫兎四郎以下世先業傳曰九功之德皆可歌謂之九歌陶祖有一於此蓋歌以勸之俾勿壞載歌曰

公昔浮海入混茫、天倪何遽認津梁、海若馮夷交護送、蛟龍鼉鼉況敢妨、留學暫時技
出藍、一朝揖謝言歸航、蓬壺瀛洲取次遇、帆腹果然百尺檣、魚眼射波路萬里、鯨背立
國壽靈長、歸來桑梓共無恙、孝子遠遊自有方、就養無憾彼與此、天涯之適聚幾糧、所
在試盡土質性、嶮岨艱難亦備嘗、後到山田古陶郡、山高水清地向陽、樂土世居子孫
業、好墳夢得祖母藏、遂今天下後世人、喚陶必以瀬戸郷、九功之德就可歌、利用遺澤
偏扶桑、慶應二年丙寅二月尾張阿部伯孝撰

祖母懷 字一里塚雨池畔の南東の丘をいふ、ソボク、イをウバガフトコロ、ウバガク、
イとも讀めり。藩制時代此土國禁にして命に非ざれば採る事能はず。青繪青色
の焼付をする土也。然れども異邦より渡るものに比すれば色劣れりと鹽尻に見
えたり。陶家の説に件の土敬公の御時禁ぜられ四方に柵を結び命に非ざれば入
る事を得ざりし。斯くて泰廟の時迄件の柵も在りしが、其後は朽廢し今は其柵の
ありし境も定かならずと。祖母懷名稱の起原には數説ありて何れを眞にすべき
かを知らず。張州府志に曰く、唐四郎祖母循行山野於雨池洞得此土懷之歸故名之
云々と、某隨筆には、凡西北に山を負ひ寒風を避け東南晴て太陽を受くるの山間た

る冬月と雖も温暖にして今嬰兒の祖母が懷に在るが如きの謂かといひ、工藝志料には尾張國春日井郡の地名なり。一世景正支那より祖母懷の土を以て製造せし茶壺の名なり。爾後相つぎて其法に倣ひ其他の工人之を作る品位劣れり云々と、要するに祖母懷の名支那の地名にして其他の土質と此瀬戸の土質と優劣なく、陶祖の盛に之を使用したるより起りし別名ならんか。土質鼠色にして粘性強く地下深く脈をなせり。

御用門の舊跡 字御用門にあり。磁祖加藤民吉が尾張公に献ずる品を多數の製品中より選擇し其殘餘を破棄したる所なりと云ふ。

十三塚 町西端安戸にあり。古墳にして明なるもの十一其二を得ず。且古墳の由來傳ふる所なし。

五位塚 町の東端品野村に至る所を五位塚といふ陶祖春慶の墓ありし所といひ傳ふ。蓋し陶祖五位諸大夫たりしが故なり。

經塚 雨池の東祖母懷の北にあり、由來未詳。

二 名 勝

瀬戸公園 俗に藤四郎山と稱する丘陵なり町の東隅にあり面積三反歩明治四十三年六月陶祖春慶翁七百年祭を執行せる際始めて公園となせり。丘上に春慶翁の碑ある事は前記の如し。又竹露庵あり。

萩御殿 本町附近一帯は砂防工事に着手したる事最初なりしと其工事面積の廣大なるとによりて、斯道専門の學者學生其他一般人士並外國人等の見學觀察に至るもの頻繁なるを以て、其等の便を計り眺望に便なる山口村近くの丘上に一小亭を建て萩の茶屋と稱せり。明治四十三年十一月十七日 今上陛下尙東宮におはしまし、時本縣下にて舉行の騎兵演習御臺覽の砌特に當町へ行啓あらせられ、此の萩の茶屋に蹕を駐め給へる光榮を記念し奉りて、萩御殿と改稱するに至れり。丘上には御手植の松を始め貴紳の栽植せし記念樹多し。

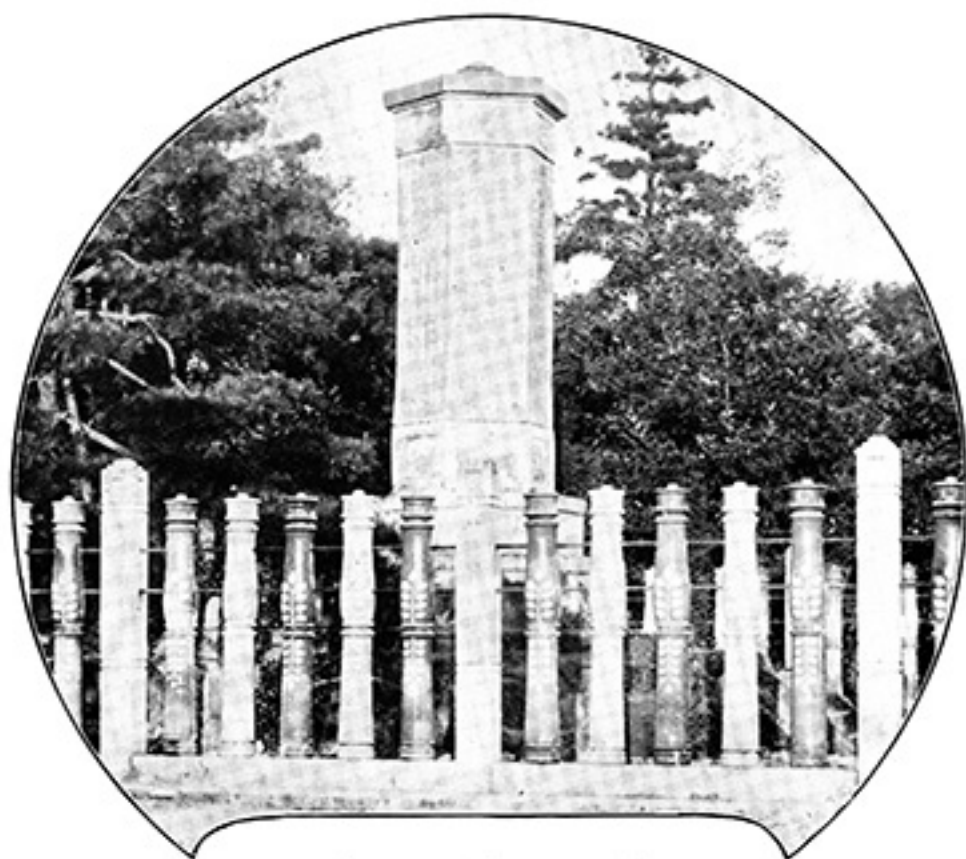
忠魂碑 町の中央中島にあり。砲彈形青銅碑にして高さ地上臺石とも三十尺、明治二十七八年戦役以來國家の爲め陣歿せる忠魂義魄を合祀し毎年三月十日を以

て祭事を行ふ。

○此記念碑に就ては凱旋軍人水野甚藏出征中戦友との約を履み東奔西走殆んど家事を擲ち、私財を投じ企劃大に力めたりき。會町に於ても記念碑建設の議ありて、爾來共力提携豫期以上に竣工し、明治四十三年四月十九日陶祖祭の日を以て除幕式を舉行せり。

瞬陶館及陶磁器陳列館 町役場の西隣にあり瞬陶館階下に内外古今の陶磁製の珍品を陳列し殊に十作某の作といふ白碗出品せられ、階上は考究室に充てらる。陶磁器陳列館は大正三年六月に竣工せる洋風建築にして町及赤津品野二ヶ村の新製品を陳列し公衆の縦覧に供せり。

瀬戸八景 古來瀬戸八景と稱して雅客の推賞せしものあり、來歴詳かならず。又現今其跡を留めざるものあり。其の名稱は。深川の新緑、祖母懷の春雨、中島の秋月、中島は陶祖の住せし舊跡なり、馬ヶ城の子規、陶祖の窯跡なり、古瀬戸の松濤、前田の水鶏、寶泉寺の晚鐘、雪中の窯煙なり。



陶祖碑



國寶犬

第九章 人物

此地千年來の窯業地なるが故に、人物として後人に仰がるゝも亦製陶家以外に見る可からず。只教育家として僅に二宮九右衛門を數ふるのみ。

一 二宮九右衛門

深川神社神職の支家に生る、曾て明倫堂に遊び、深く漢學に通じ、且禪の奥儀に達し又俳句に長ず。文久年間瀬戸村附近の子弟教育の乏しきを憂ひ、其教養を自宅に創む、其教科は讀書と習字とのみなるも、兼ねて謙讓の美德と、質素勤儉との忽にすべからざる所以とを訓へたり。後其門弟子等相集まり、藤四郎山上に一碑を建て、其徳を頌せり。

二 春慶加藤四郎左衛門景正

四郎左衛門、姓は藤原氏は加藤、名を景正、晩年剃髮して春慶と號す。世に藤四郎と

云ふは其上下の字を省きて呼べるなり。瀬戸の人追稱して陶祖と崇む。土御門天皇建仁三年月日を詳にせず大和國諸輪庄道蔭村に生る。祖父は橘知貞といひ父を藤原元安といふ。母は平道風の女なり。

○藤四郎の名景正一説に正景又一に正信に作る。何れか眞なるを知らず。今最も世に通ぜるに従ふ。又瀬戸窯家大系譜によれば父は基連なり元安とせるは通説に従ふのみ。加藤の氏は六代の祖景道加賀介に任ぜられしに起る。春慶或は俊慶春景とも書せり。

父故ありて後備前國松等尾に配流せられしより母の郷山城國深草に住し土器を作りて楽しむ。弱冠京に出で大納言後内大臣となる久我通親に仕へ五位諸太夫となる。

○通親の薨去は建仁二年十月にして春慶の生年は建仁三年に當る時代の合せざる甚だし且らく疑を存す。

後官を辭して母の郷に歸り窯を開くと雖も未だ其業に詳かならず。只土鍋等を作るのみ。支那舶載の陶器の精巧優麗なるを見美望の念に堪へず日夜焦慮苦心

尙其傳を得る能はざるを患へぬ。會、後堀河天皇貞應二年四月通親の二子(通光の弟)越前國永平寺の開山道元禪師の入宋の企あるを聞き、好機逸すべからずとして之を九州に追ひ、乞うて從者となりて、遂に渡航するを得たり。

○一説に是より先、春慶諸國を遍歴し、當瀬戸に居を占め窯を作りて陶器を製造せしが、當時道元の野田密藏院に來遊する毎に禪師と交を交ひ、入宋の志あるに際し之に伴はれしといふ。

當時支那は南宋の四世寧宗の嘉定十六年なりき。春慶宋に居る事五年建業(今の南京)にありて陶業を學び又諸州を遍歴して斯業の蘊奥を極め理宗の寶慶三年に至り又禪師に隨て歸朝せり。時に安貞元年八月一に安貞二年三月、年二十六歳なりき。

○支那滯留年間六年なりともいふ。研究の地は建業にあらず建安(福建省泉州府德化縣又は饒州景德鎮なりともいふ。此時春慶の學得したるは唐物茶入の釉料及器物の焼方のみにして染付焼は當時彼地にては勅命によりて窯を開閉せる故學ぶを得ざりき。又形態を作りて轆轤より取り放つに糸を用ふる事も

學び來りしなり。之を絲切といひ我國は右なり、支那は左なりと。

肥後國川尻に上陸し直に小窯を築き甞し歸れる土を以て小壺三個を作り、作成りて其一を當時の執權北條氏に他二個を禪師に呈せり。（永平寺今尙此器を藏せりといふ）

○異説數種を掲ぐ。一、將軍源實期茶を好み茶壺を焼く者を尋ね。尾張の加藤某之を承け、春慶に命じ、春慶之を工夫して焼上げしと此説信じ難し。二、賴山陽陶説の序に足利氏の時瀬戸の匹郎建釉に擬して成すと、此四郎初代か二代か之亦信を措き難し。三、工藝史料古瀬戸の條に順徳の御宇加藤景正陶器を作る、其品粗、精巧ならず窯に入る、時其器の口を下にし釉藥器口に及ばず之を口兀手クチハタテといふと、されども順徳の時景正未だ尾張に入らざりしが如し。四、小壺一を執權北條氏に贈りしもの本縣調査にては時賴なりとあり。春慶の歸朝は安貞元年にして時賴の執政寶治元年まで二十年あり。春慶果して歸朝後二十年にして窯を築きしか疑なき能はず。五、春慶入床建安の天目山に入り梅と椿との灰を用ひて藥を交ゆ。椿手とは椿の灰を入れしものなり。されど建安は福建省

にして天目山は杭州臨安縣なり。六、床國より祖母懷といへる陶土を携へ歸り母の郷深草にて陶窯を開き又近郷の泥堊を以て作る前記三壺は此深草窯なりと。小壺三つの中道元に松風燒の茶碗、月見、海底を時頼に呈せしと傳ふ。

尋て父を備前の謫所に省し、暫らく留まりて製作に従事し其後又母の郷に歸りしが、母の病歿に遇ひ、乃ち國を去り天下を遍歴して自ら製陶に適せる土を尋ねんと欲し、泉州堺の陶村に到る。意に適せず。尋で幾内の各地を巡察し輔じて近江國信樂に入り、伊勢國桑名に至り、海を渡りて尾張國知多郡半田村、愛知郡末森村に試みて意に滿たず。更に美濃國各務郡野口村に行き又去りて山田郡瀬戸村に入り土着の陶工と共に深川神社の東南に始めて窯を開き、其素燒を檢して宋より齎し來れる祖母懷の土と優劣なきを知り、乃ち釉料を施して之を製す。此窯を瓶子窯と稱し、其器を古瀬戸といふ。

○古今名物類聚に藤四郎唐土の土と藥とを携歸りて初めて尾州瓶子窯にて焼たるを唐物と稱す。倭土和藥にて焼きたるを古瀬戸といふ。古瀬戸は惣名なり大形に出來たるを大瀬戸といふなり。此手古瀬戸に異なり。入唐宋以前燒

たるを口元厚手、堀出手といふ、大名物は古瀬戸唐物なり。試に唐土より渡りたるものをば漢といふ、是は重寶せぬものなり。唐物と混ぜべからず。堀出し手といふは一窯土中に埋みたりしを後に堀出したるなり。一説に遠州公時代に堀出したるともいふ。凡て入唐(宋)以前の作は出来田夫にて下作に見ゆるなり。古瀬戸煎餅手といふもあり。是は何れの窯よりも出る窯の内にて火氣つよくあたり上藥かせ地土ふくれ出来たるものなり。後唐の土少く成たるによりて和の土を合せて焼たるを春慶といふ云々と、今其儘を記載す。

かくて茶壺茶盃を作出し、又宋國より齎す土を用ひ別に茶壺を造れり。世人之を稱して藤四郎唐物といふ。時に仁治三年なり。春慶尙製陶の良上の瀬戸より地脈を通ずる所にあるべしとの意見を懷き、美濃の東部に行き山川を跋涉して之を求め試作すれども皆意に適ふなかりき。其間數十年作愈巧に釉藥益々良く、更に一種の考案を廻し異體の茶壺を作る。之を春慶といふ。然れども今日世に春慶の作と確認せらるゝものは只二品あるのみ、即ち永平寺の什物となれる道元禪師に呈せる小壺に、深川神社奉納現國寶となれる狛犬とのみ。其他數千の製作は後

世の鑒識者の極むる處、今遽に信ず可からず。寶泉寺藏の青釉の瓶子一對其作なりといへどいかにや。

○東京帝室博物館所藏に初代藤四郎作茶入あり銘九重高二寸一分腹圍一尺一寸鼠土を用ひ雅致あり。又侯爵徳川義禮所藏獅子香爐も同人作と傳へらる。かくて春慶居を深川神社東南田圃中、島といふ所に卜し、後其北禪長庵に隱遁し業を其子に譲り、天年を以て終る其年月享年を詳かにせず。

○一説に仁安三年に生れ建長元年三月十九日歿、年八十二歳なりと二宮守恒著陶器窯傳記されど此説によれば春慶宋より歸朝の年安貞元年は五十九歳となる年代合致せず。又一説に弘安七年歿すと、安貞元年歸朝の時二十六歳とせば正に建仁三年の生にして八十三歳の享年となる。

○舊宅墟につきて藤四郎屋敷墟長百間許横六十間程此邊城根密、平密の跡ありと一書に見えたり。

墓あり。五位塚といひ、古五輪の形をなす。祠を立て陶産神又窯神として崇む。後、慶應二年陶工加藤景登等相圖りて追慕の陶碑(名勝の項參照)を禪長庵山上に建

て其功を表彰せり。明治三十九年十一月十八日先帝伊勢に行幸の際正五位を迫賞し給へり。町民今尙其徳を忘れず毎歳四月十九日を祭日と定め献馬の式を行ふ。

○一世景正の後を繼げる者を二世加藤四郎左衛門景春といふ略して藤四郎と呼ぶこと一世と同じ。其技巧相同じと雖も二世に至りて始めて黄色釉を發見せり。文永年間の人なれば其作多くは茶壺なり。世之を真中古と稱す。尙香爐花瓶等の作もあり。單に黄瀬戸ともいふ。又一世春慶に對し藤四郎春慶朝日春慶ともいふ。

三世藤四郎(一五郎)又兎四郎正信父祖の業を繼ぐ禪長庵といひ其製する所を中古物と名付け、又嘗て美濃金華山の土を以て瀬戸窯にて製作せしものあり。金花山と稱す永仁年間の陶工として家名を墮さゞりき。

四世藤三郎は建武年間の陶工にして一種の釉法を製す器物の外面高臺に至るの際釉料自ら流注せず。山狀に素地を露はし其形恰も家屋の破風に似たるより破風の稱あり。四世より五世に傳へ子孫連綿祖先の遺風を傳ふれども今や

其正統を詳かにせず。

○世に春慶の系圖と稱するもの二あり。多少の差あり。其の何れを正しとすべきかを知らず今兩者を掲ぐ。

春慶系圖抄(名古屋人柴山準行氏編瀬戸窯家大系譜)

天兒屋根尊——十九世——鎌足——十八世——景朝——基連

藤原

加藤太郎一ニ遠山
左衛門尉從五位下

景正

加藤唐四郎ト改ム建長元年三月歿(一ニ弘安七年)法名貫山道休居士

正基

藤五郎
多病家ヲ繼ガズ

景慶

藤三郎後朝日順慶ト改ム正基前妻ノ出分家母方ノ姓朝日ヲ曰ス

基通

藤次郎一ニ藤九郎後藤四郎ト改ム(眞中古ト字ス)本家

家次

相續瀬戸赤津兩村ノ間ニ住ス

景國

藤三郎後藤四郎(中古ト字ス)

政連

藤九郎後藤四郎嘉曆建武年間本家相續

信政

藤四郎本家相續

政光

景長

藤左衛門(背戸二郎)正中年間分家赤津ニ住ス

某

女子

藤次後藤四郎本家相續

基治

藤四郎本家相續

政長

藤十、後藤四郎本家相續

基時

八十右衛門後藤四郎本家相續

景春

宗右衛門號春永永祿九年一月廿八日歿世ニ中興ト稱スル永祿六年十二月信長ヨリ制札ヲ賜ハル

景茂

茂一ニ重ニ作ル市左衛門號春厚
天正二年正月十一日信長朱印ヲ賜
フ天正十年六月歿世ニ六作ノ一

春宗

忠右衛門元和五年五
月十五日歿本家相續

景政

孫兵衛萬治二年正月
十八日歿本家相續

春久

孫右衛門
寶永二年六
月十二日歿

春琳

孫右衛門本家
相續良工

某勘六

某

武右衛門
春曉良工

春正

其六經享年
七月二日歿

春定春福

良工
養子春英

某

某

孫右衛門明治二
十年六月一日歿

某

孫次郎

別系圖(日本百科辭典)

初代
加藤四郎左衛門景正建長元年三月十九日歿
法名貫山道久居士二代
藤四郎

基通

三代
藤次郎

景國

永仁頃
八人 藤四郎

政連

建武頃
五人 藤四郎

信政

六代
藤四郎

基治

七代
藤四郎

政長

初名藤十郎

八代
藤四郎

基時

初名八十
左衛門 藤四郎

政高

初名仁
三郎 十左衛門

基村

十一代
萬右工門

基範

天文頃
八人

十二代
市左衛門天正頃十三代新右衛門景重慶長頃十四代九郎左衛門重行十五代善九郎重高

十六代
重兵衛基德十七代新右衛門重德十八代藤兵衛重承房翁ト號ス寛永十七年九月廿日歿仁兵衛重義十九代

奇山ト號ス貞享四年八月二十四日歿
二十代
仁兵衛重英初名嘉仲、源相ト號ス享保三年正月二十八日歿仁兵衛光重初名仁左衛門延享三年十一月三日歿法號柏巖

二十二代
仁兵衛重孝初名彦九郎寶曆五年七月十五日歿法號道圓仁兵衛景孝初名兵九郎明和九年五月二十七日歿法號寬山仁兵衛景勝二十四代

初名小兵治安永九年五月二十六日歿法號高樹
二十五代
仁兵衛景尙初名小吉天明二年五月二十一日歿法號萬岳仁兵衛景典初名綱曾右衛門寛政二年五月三日歿法號永傳

二十七代
仁兵衛初名惣四郎、春岱ト號ス、明治十三年三月十八日歿法號春山春傳居士

三 加藤民吉

民吉姓は加藤、名は保賢、陶工加藤吉左衛門の次子、安永元年三月此地に生る。享和元年三月民吉年齒三十の時、尾州藩士熱田奉行津金文左衛門胤臣、熱田前新田を開墾し、各村より勞役の農夫を募集して、夫々地所を割當て耕作せしめし時、此瀬戸村よりは實に民吉父子應募して勞役に従事したりき。然るに元來農事に慣れざるを以て成績甚だ良しからず。一日胤臣其工事を視察して之を怪しみ問うて瀬戸の陶業の世襲制にして二男以下の別家して職に従ふ能はざるの爲なるを知り。情をきゝて之を憐れみ、偶、自ら知れる南京製磁法を傳授して民吉父子をして新に南京製磁を試みしむ。されど家貧にして資力乏しきを訴へしかば、胤臣乃ち米及手元金拾兩を貸與し、粘土、釉藥等を調へしめ、瀬戸村に通はして之を試焼せしめ、屢其欠點を改め苦心慘憺漸く盃類五六を焼上げしめたるに、稍意に適ひしかば、胤臣大に喜び、民吉父子の瀬戸に通ひて試焼せんよりは、寧ろ此熱田新田に住して新窯を起したる方、船積、薪材供給等幾多の便ありとなし乃ち窯を新田に築き、知多郡欠

村(今加家)より粘土をとり同年九月藩の許可を得て、盃、小皿、箸立等を焼作せり。然るに瀬戸の庄家兼、陶器取締加藤唐左衛門高景之をきゝて瀬戸陶業の爲め容易ならざるを察し、隣村水野村の代官水野權平の助力を得て、陶業の世襲制にて困難少なからざる上、更に熱田新田に新窯出來の爲め更に影響の尠少なからざるを哀訴し、舊制を廢止して戸主專業制解放と製磁業創立の許可を願ひ出でたり。胤臣其情を察し之を藩老志水甲斐に謀り同年十一月次男以下の職業と稱して新窯築造の許可を得て、民吉父子亦歸瀬製磁の事に従へり。當時製陶より製磁に轉じたるもの實に加藤忠治、加藤藤七、加藤重吉、加藤直右衛門、加藤卯兵衛、加藤勘六、加藤仁兵衛、加藤彌兵衛、加藤久米八、加藤富右衛門、加藤惣助、加藤彦七、加藤富藏、加藤彌左衛門の十四名なりき。

○始め民吉胤臣より製磁の法を教授せらるゝや、民吉天性此技に鋭敏にして早く其法を習得し先づ試焼として青華磁(染付)俵形の茶碗三個を作り之を胤臣及當時藩の所轄瀬戸御藏元なる瀬戸物問屋山田與助、吉田貞助三名に贈りしなり。

○同年十二月、絶大の保護者たる津金胤臣病歿したれども、子庄七胤貞よく父の

遺志を繼承して益、斯業の改善助力に盡瘁せり。

然れども事創始に屬し、尙完全の製品を得る能はず、偶、肥前天草に於て丸窯にて製磁する良法あるをき、民吉父子は更に深く之を研鑽せんと欲し、民吉自ら奮つて九州に赴かん事を志し、之を村民に計り、其同意を得、津金胤貞及水野權平の同情を得、資を受け、肥後天草郡孫輪の東向寺天中和尙に倚らんとし、春日井郡大森村法輪寺の長老祖英が天中の徒弟たりし縁を知り、其紹介書を得、愛知郡川名村（今廣路村）香積院の徒弟元門の長門に行くに同行出發せり。之れ實に享和四年二月二十二日なり。當時各藩の産業保護政策として九州地方の製磁法も亦他國の者を嚴禁せる爲容易に其術を習得する能はざるにより、先寺男として製磁家に入らんとする機會を捉へんとしたるなり。かくて長門にて元門に別れ、下關より船を以て肥後の柳川に至り、同地にて甚藏といふ者に助けられ、川尻を経て天草に到着し、直に東向寺の天中向尙に面し、祖英の紹介狀を呈せり、天中乃ち民吉を同島高濱の製磁家上田源作（一に植田元作）に託せり。居る事半歳、民吉精勵勤勉、同年八月には一日に二百五拾個の茶碗を製出して、其技能を示したれども、源作尙其顔料釉藥の配合

法を秘して教へず。よつて陽に長崎の祭を見るに託して源作方を去り、長崎に航し留る事四日、肥前平戸の領内佐世保村西方村の住職の窯を好むをきゝ之に寄り、助くる事旬餘、近傍葉行寺村藥王寺の僧の紹介を得て、松浦肥前守御用燒窯今村幾右衛門の家に至る。時に十二月十六日なりき。然るに會里正の他國人の一切淹留するを許さざるを告ぐるを以て、又去りて江長村の製磁家久右衛門に託せられ、久右衛門又之を親戚三河内内佐々村の福本仁左衛門に託せり。時に文化元年十二月二十八日なり。民吉漸く志の遂げんとするを喜び勉勵勤恪其技大に進めり。仁左衛門其篤志を感じ良工を得たるを悦び深く之を寵し遂に製磁の蘊奧秘訣を悉く傳授せり。民吉の宿志始めて達しぬ。爾來實修倦まず益奮勵し、仁左衛門亦民吉を愛顧指導し永久自家の傭工たらしめんとの考を有し養子となして此所に永住すべきを勸告するに至れり。偶仁左衛門の男伊勢大廟に詣ず。民吉之に代て其土石の搗碎濾過、釉料の配合描寫、磁窯の熱度、開閉等自ら督して其製品頗る好結果を得たり。民吉竊に始めて其業の成れるを喜び、又歸郷の念切なり。年を経る二年餘、民吉乃ち仁左衛門の家を辭せん事を乞ふ。仁左衛門惜しみて恩遇日に

厚し。會同村東光寺に大法要あり。天草の天中又來り會す。民吉直に之に投じ歸國の策を講じ、文化四年正月七日竊に仁左衛門の家を遁れぬ。

○一説に民吉、仁左衛門の家を辭せんとせしが得ず。大に困却し居たりしに、偶東向寺天中和尙の巡錫するに會し、決心を吐露して一旦天草に歸り來るべきの書を得んことを乞ふ。天中民吉の決心牢乎たると民吉が歸國の要あるとを認め、之を諾し天草に歸り民吉に向て天草歸來の促書を發せり。民吉即ち之を仁左衛門に示して天草に到らんことを乞ふ。仁左衛門は之れ歸國の一手段たるを知れりと雖も、亦民吉の歸國の決心動かすべからざるを見て之を許したるなりと。

斯くて、民吉は厚く西方寺の住僧に謝し、有田村に生り錦手窯を一見して其秘法を探らんとし得ず。轉じて圓山村に行き製磁家堤惣右衛門の家に偕み、又磁法を研究する事三旬餘、幸にも惣右衛門が磁器圓窯の改良築造する時に遇ひ、竊に其築法を知得し、遂に去て天草に航し、天中に見えて、其高底を謝し又先に寓せし上田源作を訪ひ、遁脱の罪を謝せり。源作寛恕既に民吉の素志を知りしかば其熟達を賞

し、袂別の際錦手の顔料配合の法を手記して與へ、尙其秘法を口傳せり。民吉其意外の徳に感謝せり。かくていよく歸國せんとするに際し、高濱の製磁工三人竊に來りて尾張に伴はれんことを乞ふ。民吉止むを得ず、其二人を諭し歸らしめ、只一人惣作（一惣吉）といふ者を伴ひ天草を發しぬ。時に文化四年五月十三日、歸途肥後國八代郡高田なる柳本勝右衛門の業を一見し、翌日博多より下關に便乗し大阪に着し、惣作を伴ひて伊勢大廟を拜し、同年六月十八日無事歸國しぬ。父兄勸喜村民手を額にして相慶し、瀬戸の製磁業更に一大進歩の運に向ひぬ。民吉直に製磁圓窯を築造し、製作する所の磁器佳良なりしかば上品の新製を藩主に献ぜり。水野の代宮權平も亦其成功を賞し直に藩主に上申せしかば、藩主之を嘉賞し、同年七月三日上繪藥及酒肴料を賜ひ、津金父子へ年百兩瀬戸庄屋唐左衛門に苗字帶刀民吉父子には永代苗字帶刀扶持米若干を與へ、爾今磁器を染付焼とし舊陶器を本業焼と稱せしめたり。當時農民の二三男にして苗字を許さるゝは實に分外の特典なりき。茲に於て父吉左衛門は景遠、民吉は加藤民吉保賢と稱す。爾來益々其業を勉め自ら瀬戸地方の原料を以て更に一種の磁器を發明し、製品精巧を極めし爲

め其名四方に顯はれ、隨て其業に従事するもの多く文政三年即ち民吉歸國後十四ヶ年間に許可を得て本業より之に轉ぜし者九十餘人に及び又隣村赤津品野にも傳流せり。かくて文政七年七月四日病歿享年五十三法名萬岳光天居士といふ。明治十八年、東京陶漆器共進會開催に際し、民吉の功勞を追賞して金五拾圓を贈らる、瀬戸町民又北新谷山上民吉の舊跡に一祠を建て、之を祀れり。

四 四世加藤唐左衛門高景

安永元年此地に生る天資英敏、其技亦人に優れり、此地の陶工等に裨益せし處尠なからず。尾州家御燒物師に擧げられ又窯元取締役に命ぜらる。享和年中新製染付燒の開始に際し卒先製磁に轉業し、熱誠盡瘁益々斯業の發達を計りしかば藩より染付燒窯元取締兼陶器窯元取締役に進め苗字帶刀を許し又其功を賞し金圓器物の下賜を受けし事數回なりき。晩年秋慶と號し種々の茶器を製す。多く志野燒なり。其器に皆唐の印を捺す。天保三年八月歿す行年六十一。

五 川本治兵衛一世及二世

寶曆年間の人農を業とせり。常に此地著名の朝日窯夕日窯と稱する古窯の廢絶せしを憂ひ、之を再興せんと苦慮すれども村規ありて果す能はず。屢々情を藩主に訴へ遂に明和七年四月朝日夕日の兩窯を當地宇經塚山に再築する事を得たり。乃ち陶業に轉じ久しく中絶せし海鼠壺を製して尾州家に獻ず藩主其功を賞し、經塚山を除地せらる。治兵衛益進みて當時の良工源右衛門(俗に窯大將と稱す)につき柿色黒黄瀬戸鶺鴒の布流し釉等各種の秘法を學び、尙研究すること十數年、文化四年六月加藤民吉肥前より歸りしを以て就て該地の磁業の一斑を聴き、之に自己十數年間の經驗を應用し種々の磁器を作り、終に良工の名を得たり。治兵衛世才に長じ、長男勝助を陶本屋と稱して名古屋に分派し、尾州家御藏元瀬戸物問屋に列せしめ、四男達平を江戸に遣はし瀬戸物販賣店を開かしめたり。文政八年業を三男藤平に繼がしめて退隱す。

二世藤平文政八年父の業を繼ぎ、名を治兵衛と改む。始め魁陶園と號し後堞仙堂

と稱す。民吉に劣らざる近時の名工にして、尾州家御窯屋に加列せられ扶持若干を受領せり。製品中磁製兩面釉衝立又門柱風爐先屏風及天保年間藩主齊莊の命によりて製したる庭園の飛石（俗に市松といふ瑠璃釉に白の「キリイシ」なり）等名あり。又釣焼を工夫し額面を製す（今東京側島住吉神社の奉額は其作の一也）今世に賞せらるゝ瑠璃釉は埴仙堂の發明する所なり。其他瀬戸青華磁に於ける改良發明甚だ多く益を後世に遺したるもの少なからず。長男文吉夭折し、二男幼にして家業を繼ぐ能はざるを以て、親族川本半助、加藤五助等に法を遺し傳へて慶應二年五月歿せり。

六 川本半助（一世より六世）

世々瀬戸に住し、家祖寶歷年間川本作兵衛等と謀り、朝日夕日の窯を再興し、二世三世其業を承け四世半助に至り磁業に轉ず。五世半助父の業を繼ぎ磁器改良に熱心し遂に天保年間ギヤマン石を粉碎し、磁器の原土を配合する事を創意せり、之に祥瑞風の紋様を描き優美高尚のものを製出せり。尾州家の焼物師に列せられ、毎年尾州家紋付の器を調進し依て年銀二枚を賜はる。眞陶園と稱す。六世半助又

一種の黒色茶色の釉を發明し美術的磁器を作り大に賞讃せらる。

七 龜井半二

瀬戸の良工にして名古屋の産なり。幼より書を好み、名古屋の書伯山本梅逸に習ひ、浮世繪に妙を得しかば、師の意に適せず。辭して文政年間此地に來り素仙堂川本治兵衛眞陶園半助の家等に遊び陶器に畫を描く、時人之を賞し瀬戸半二焼と呼ぶ。然かも自ら製したるものは甚だ稀なり。

八 川本榊吉

眞陶園半助(五世)の家を承けしが文久四年義弟六三郎に家を譲り自ら分家して磁器を製し、時勢の進運に伴ひ之れが改良を計る事を怠らず、外國輸出を始め、種々大器を作り殊に明治九年青華磁の額面を製し佛國巴里萬國博覽會に出品して内外人の賞讃を博せり。

九 加藤五助(一世より五世)

五助は陶祖春慶十八世の孫加藤源太郎の長男なり。安政二年磁器に轉じ、爾來原土釉藥の法を研究し、始めて組盃を製し、又磁質の青磁釉を發明し小皿を作る。世人之を玉淵小皿と稱す。二世五助天外と號す。技量父に勝り遂に精麗の青磁を作る。三世五助陶庵と號す。素地選擇に熱心し遂に新良土を得たり。之を自繪といふ。四世五助陶玉園と號す。篤實溫厚の人圖案意匠に心を注ぎ、其改良を計る。白磁及青磁等の釉上に白盛の紋様を描出したるは名高し近世屈指の名工なり。五世五助家業をつぎて此地に名あり。

十 加藤全左衛門(一世より三世)

蓬萊軒と號す。陶祖景正の裔といふ。世々陶業を營み、二世慶應三年志野釉を施したる鯨鯨形の火鉢を作る。又大燈籠、洋傘差、大花瓶等の大物を作り高評を博す。後三世全左衛門(養子)に家を譲り陶樂園全兵衛と改む。

十一 加藤紋右衛門(一世より五世)

百餘年前より四世まで世々陶業に従事す。五世紋右衛門に至り環情園と號し、其原料意匠に妙を得、新奇の器を作り又大器物を作り、外國輸出向を盛にせり。當地屈指の製造家なり。

十二 伊藤四郎左衛門

千峯園と號す。明治十一年創めて此業に従ひ、地質釉藥改良に勉め又意匠に心を用ひしかば、内地品製造には特に千峯園の名あり。祥瑞模様の捺皿の如きは其良品なり。

十三 加藤周兵衛

白雲堂と號す。明治の初年瀬戸窯の取締役に擧げらる、埃國博覽會委員、愛知縣勸業委員等の功勞あり。二世周兵衛尙進んで古窯丸窯を築き盛に外國品を製作せ

り。

十四 加藤重吉

景正の裔にして世々製陶を業とす、加藤民吉に従ひ其製法を研究せり。三世に至り釣焼の法を案出せり。製品中白盛浮上畫の如きは最も得意とする處にして世に賞讃せらる。

十五 加藤善治

世々善治と號し又早梅亭と稱す。文政年間専ら古法に倣ひ茶器を製して其名あり。弘法大師像二千體を作り世に施したる爲め弘法善治の名あり。明治六年歿、歳八十六、今に至る二世善治煎茶用の急須を案出して大に高評を博し三世善治平板を製するに妙を得たり。

十五 加藤村三郎

松嶺軒と號す。百十餘年前の家祖より陶業に従事し、四世健十は其名高く、斯業獎

勵に盡瘁したる人なり。型及意匠に意を用ひたり。近時の良工なり。

十六 加藤春二

竹里庵と號す。景正の末裔なり。現時の春二は専ら陶瓷雅品を作り又俳道及茶道を嗜む。

十七 加藤清友

寛政五年瀬戸に生る名は甚七、清友は其號なり。一代の名工なり天保十一年藩命を蒙り酒盞を獻じ爾來毎歲例によりて酒盞二十五個を獻ぜり。性閑淡卓見あり人に推重せらる又詩文を好み遺著若干卷あり。晩年佛を信じ、嘉永七年七月疾を以て逝く年六十二、

十八 加藤宗右衛門春永

天文年中の名工にして椿窯を焼弘む製品を志野焼又古瀬戸椿出ともいふ。

十九 三代忠左衛門春宗

慶長年中の良工古田織部により織部焼出の始なり。椿窯より經塚山北の麓に引移り、窯を作れりといふ。

二十 五代孫右衛門春久

元祿時代の人、經塚山の北の麓の窯、北風烈しく心に應ぜず。川より北は山丘を西北に負ひ、東南日に向き寒氣薄く最上の場所なりとて萬治三年川の北に移り新窯を開基せり、實に北新谷引越の祖にして之より字北新谷の名あり。

二十一 加藤勘六(一世より四世)

勘六世々同名を以て瀬戸に住す。家祖勘六は景正十六世の孫加藤孫右衛門春琳の長男にして、元文中、字北島に分家して製陶を以て業とす。二世勘六、明和三年某月生る寛政年中、父家を相續し閑陸と號す。初より陶法に敏にして世に賞讃せ

らる。其作中青磁及獅子の置物又黄色釉を施したる土風爐に鳳凰模様を描出せるもの等は殊に名あり。晩年閑遊といへり。嘉永元年歿す年八十。三世勘六早死し、四世勘六業を製磁に轉じ爾來其業に心を碎き遂に慶應二年に至り製磁に青磁の模型を用ふる事を案出したる。

二十二 加藤兼助

素雪と號す、名は景政、天保五年五月此地に生る。陶祖春慶の末裔にして世々製陶を業とす。又清助元治元年故ありて、陶磁器販賣業に轉じ、山陶と稱せり。兼助父に劣らざる慈善家にして村吏在勤中、學事に功勞あり文部省より嘉賞せらる。性風雅茶事を好み、種々の陶器を作りて知友に贈る事を樂みとす。皆指頭の作なれども頗る奇にして雅致あり。

父清助は閑居洞と號し、藩主徳川家に功あり嘉永年間苗字帶刀を許さる慶應年間春慶翁の陶碑建設に勉めて勞したる事を衆庶の知る處なり。性慈善にとみ書畫を愛し茶事を好み晩年陶祖碑側に庵を作りて竹露庵と稱し閑居せり。

第十章 風俗

一 人情 冠婚葬祭

瀬戸は尾張の江戸と稱せらる。其意舊時江戸兒の氣風の瀬戸住民の氣風に似たるの故か。古來より工業地として住民の過半は工業的勞働に従事せると、該工業の性質及組織上勞銀の獲得に一定する處なき爲か、儉素の美風に缺くる處あり。貯蓄の念乏しく美衣飽食、浪費を顧みざるは殊に下層社會に見る所なり。勞銀支拂後の一兩日、毎月一、二、三、日又十六、十七、十八日頃の町の小賣商人の収益が、残十餘日間の収益と殆んど同額なりといはるゝにても知らる可し。一致共同して公共事業に盡瘁する氣風も亦見る處なし。輕佻浮薄、堅實の志操、遠大の思想なし。眞に改革矯正の要あり。然れども近時漸く具眼者の鞭撻と、青年の覺醒と外界の刺激と、時運の進運とは町民をして舊來の陋習に固着せしむる能はず。稍、改革の曙光を認むるは喜ぶべしとなす。

元服の禮は別に見る處なし。

婚姻に關し特に他所と異なる所は、新婦の衣服調度は式日同時に之を送り、其後より新婦は父母、仲人等に圍繞せられ、新夫の家に向ふ途上、よめいりよと連呼せられ、衆人の注目を惹くの風あり。

葬儀は大概佛式にして、禪宗最も多く、眞宗之に次ぎ、間々耶蘇教の式を行ふものあり。やゝ富有の家において、親族の徒男子は白の上下を著け角かくしと稱する三角狀の布片を額に附け、女子は白衣に被衣を被り、白布を頭に纏くの風あり。

王政維新後、國家の祝祭日を賀すると共に、昔時の五節句を祝するの習俗は今尙存せり。近時新曆による可き定なれども、尙多年の習慣により、舊曆をも併用し、三、五月の節句、七夕等は舊に依る處多し。正月の門松は官署學校及料理店等に於て之を立つる外、一般の民家に於ても間々之を行ふ、恐らくは松枝を伐採する自由を有せざる爲か。

神社の祭禮は比較的多し。

四月十九日は陶祖春慶翁の祭日として、町民の最も力を盡す處なり。一般業務を

休み、陶碑に参拜し、献馬(馬ノトウと稱し、各小字より一頭づゝ馬を裝飾し鞍上に馬印を樹て、深川神社廣前に棚を設けて競走せしむるなり。由來する處銷馬なるか。)花火、角力等の餘興を行ふ。

七月十六日は津島神社の祭禮あり。これ舊時此地疫病流行の際、津島神社を信奉したるより起りしにて、町各小字に小社を建て津島神社を勧請し、當日各戸竹幹に紅提灯を連ね、社前に供物を進めて之を祭り、業を休み、又兒童をして獅々頭を着けて町内を廻走せしむ。

九月十六日は秋葉神社の祭禮を行ふ、之れ火伏の神たるより窯業家の祀る處なり。十月十五日は深川神社の祭日にして、此日亦業を休み、献馬、角力、棒、手(棒手起原詳かならず、演者陣笠を被り切草鞋を穿ち、胸當を着し、一見農兵に似たり)等の餘興を行ふを恒例とす。

二 遊藝娛樂

遊藝として最も流行せるは所謂土地柄として茶湯にして、客あれば、先、薄茶を供す

るを例とす。插花も亦やゝ盛にして池の坊多く行はる。謠曲は上流社會に實生流行はれ園藝も亦盛なり。西川流舞踊、長唄、常磐津、生田流琴曲等も子女の間に行はる。芝居は常設の劇場三あり、榮座、大正館、陶元座と云ふ。四時新舊兩劇を始め義太夫、活動寫眞等の興行ありて町民の娛樂機關たり。又別に玉突場一ヶ所あり。

三 方言

此地三河に近く、而して三河の言語は實に東京語の本源たるものなれば、現今に於て、幾分の差異なきに非ざれども、其大體に於て相類似せるを以て、他方人の怪訝を惹くこと少なく、聲調やゝ名古屋よりも強し。多く用ひて注意を惹くはジャナモの二語なり。ジャは名古屋のデアにしてデアの略、ナモはエモとも發語するあり。ナ、ネの同意語なり。其他二三の例をあげんに、ゴンカ(ヤンチャの事)、ゴッツイ(不粹の事)、ダイツツ(粹の事)、エライ、又カナシイ(苦痛の事)、シトナル(成人する、成長する事)、オソガイ(恐しい事)、チョー(頂戴の略、來て頂戴を來てチョーといふが如し)、スカ(反語有ランヤの意、例へば有ラースカ、行カースカの類等なりとす)。

四 加藤姓と伊藤姓

瀬戸の住民の姓に、加藤と伊藤との多きは他方人の來りて直に覺知する處なり。加藤姓は陶器の開祖加藤春慶にして代々其職を襲ひたると舊藩時代更に世襲制を嚴しくしたるに由る。伊藤姓の由來は慶長八年伊藤蘭丸の伯父伊藤小平太此地を領し瀬戸織部の祖となりしに起因す。又別に水野姓も多きは隣村水野村より轉住したるによるか。

陶祖頌

人 見 秦

蓋聞 順德帝之世有加藤四郎春慶者尾州智多郡人也或言春日井郡瀬戸村人又言泉州堺民 皇都之郊深草里產其詳不可得而識矣好造陶器常恨西土陶法未盡傳焉貞應中會釋道元之宋春慶以爲願且遂隨行遊宋五年究陶人之事歸卒爲良工遷移數十處遍尾濃及京畿諸州而莫所適意最後居瀬戸村觀祖母懷之地厥土黏弗散聖弗沙且采薪之饒異于他邦謂無若瀬戸之樂益弘其道乃薙髮入道有終焉之志其村社中手造獅々簾鎮一隻厠存距今五百有餘歲苟有陶挺出春慶手則直數百金大率爲王公貴人秘庫之物夫善歌者使人續其聲善作者使人紹其功春慶之緒業其庶幾乎君子之道與尾濃之地以陶衣食以加藤姓者皆是餘裔而斷續不一也獨在瀬戸見爲陶長大藩給俸加藤春曉者世不廢業凡諸陶氏所造出大小巨萬杯槃之類乃日用必要之物阜通四方東過東奧西踰京畿朔南暨至于惣稱陶器曰瀬戸物遠矣哉春慶之績贊曰杯冶一陶群生得計春慶之業克爲可繼後人衣食之數百家百世引之無替以給旦夕之用者弗億之龜

安永八年己亥九月十五日

瀬戸新窯製記

神野順藏世猷

瀬戸之爲陶所也久矣

陶所國語須惠登

陶所之爲瀬戸也方語之急呼也

翁本會須惠賀波今呼爲勢賀波

其

他所出之物實遍海內貴賤縑素不可一日無之加以形質堅實顏色古雅故天下呼萬方所出一切陶器專稱曰瀬戸物焉藤四郎春景以來其傳已久製造固多至享和文化年間春景裔孫加藤吉左衛門景高始煉石爲杯其子吉右衛門晴生與弟民吉保賢又盡巧思造出秘色諸陶可謂奪千峰翠矣夫回青者漢土猶且不產遠資諸外藩況本邦伊萬瓶山諸窯乎晴生等能識瀬戸有如此靈釉而採之用之嗟春景之神於陶必有知於數百載之前然而留以貽後之人耶今四方傳賞賈鬻千萬噴々歎美海外諸國館于崎陽又往來于東都者多錢購求重載而歸云晴生之子吉次郎請予記其事因書此說與之若夫春景事蹟世皆知之故不贅

天保三年壬寅二月

圖全町戸瀬



大正四年十一月二十五日印刷
大正四年十一月二十八日發行

(非賣品)

著者

瀬戸町

愛知縣瀬戸町二七七五番地

發行者

伊藤荒次郎

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷者

高橋郡二郎

印刷所

株式會社 秀英舍第壹工場

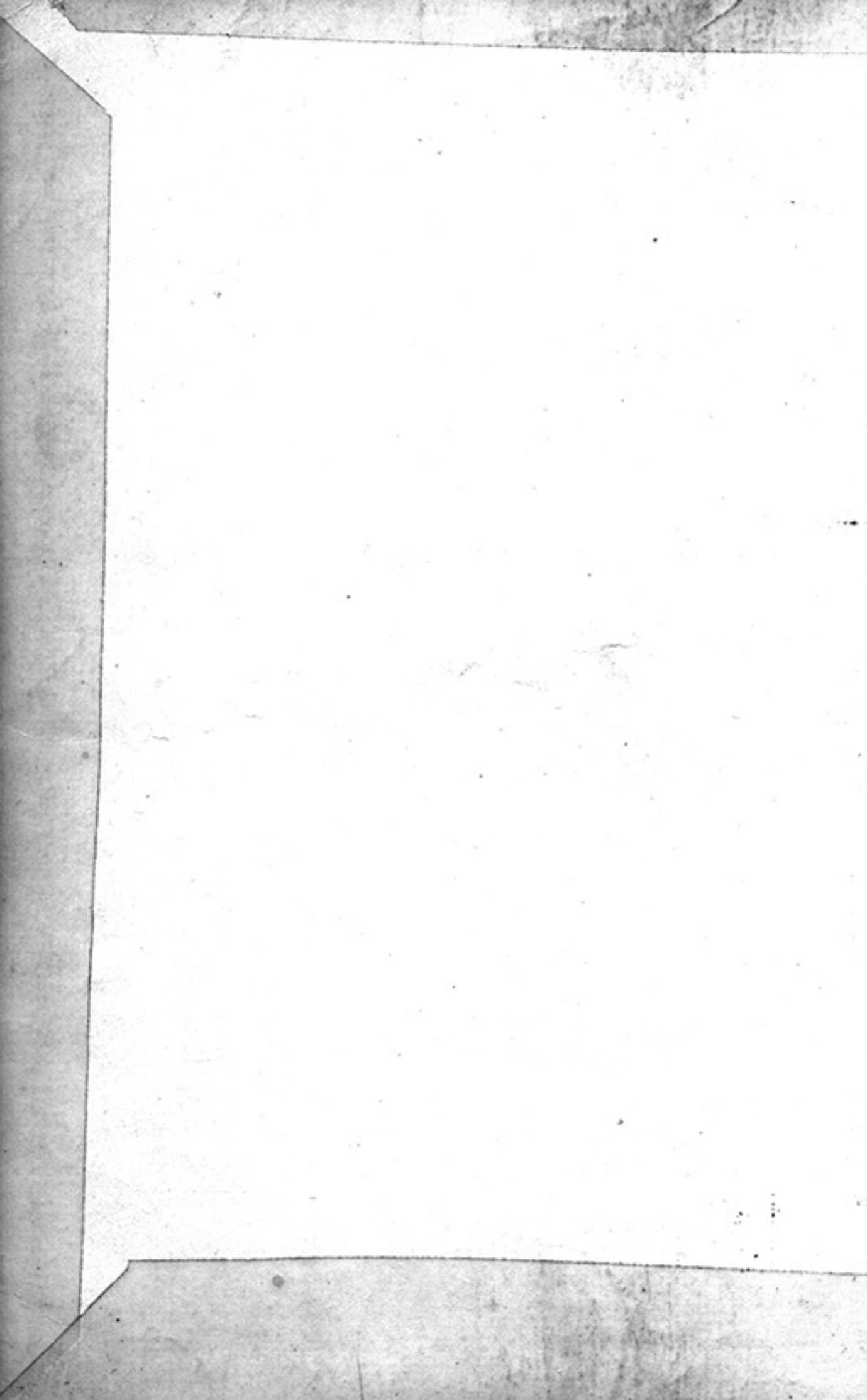
瀬戸町本町一丁目

發行所

枡屋書店

A261
40

贈	寄
	昭和
	年
	月
	日



瀬戸市立図書館



11076316